

第2回 百間川分流部周辺有効活用方策検討協議会 詳細議事録

日時：平成16年3月19日（金）13:30～16:41

場所：岡山市民会館 4F大会議室

宮崎副所長

それでは、定刻になりましたので、第2回百間川分流部周辺有効活用方策検討協議会を開催したいと思います。

最初に、会長であります名合会長の方からごあいさつよろしくお願いします。

名合会長

皆さん年度末のお忙しいときに御出席いただきましてありがとうございます。前回はこの会の性格といいますか、どのような方向で進めていくかということについていろいろ入り口のところで議論していただきました。それに対しまして、今回またいろいろ御意見をいただいております。もう一度設立の趣旨あるいは議事録の取り扱い方につきまして、ここで御意見をいただきまして、一つの方向を示したいと、このように思っております。できれば、本日議事次第にありますように、5番目のあたり、協議事項となっておりますが、事務局の方でたたき台としてこの分流部周辺の整備の案というものを示していただいておりますので、そういったことにつきましても、できれば時間があれば御議論願いたいと、このように思います。どうぞよろしくお願いいたします。

宮崎副所長

はい、ありがとうございました。

それでは、今日の資料につきまして、お手元の資料を確認させていただきたいと思っております。

最初に、ちょっと厚い方からいきますけども、本日の協議会の資料と書いてます。そのものと同じ種類で、第2回という頭がついてまして、参考資料というのがございます。それから、新たに左上の方に別途資料というのがございますが、これに議事録（案）、それから詳細議事録というものをつけさせていただきます。それから、委員の皆様配席と、それから名簿、それが両面についている1枚紙と、それから「子どもの水辺リバーマップ」というのが冊子出しています。これ「旭川の一の荒手」という名称で出してますけども、それとそれから「百間川津田永忠記念公園の構想MAP」というのがございます。それから、親子観察会in百間川、春の恒例行事として「春を食べる」という題名で岡山の自然を守る会の方からB5の薄い水色のペーパーがございます。それから、本協議会の関連もございまして、お手元に15年12月に第1号を創刊してますけども、「旭川・百間川協議会だより」というのが3まで3種類用意しております。それからもう一つ、お手元にラミネートで空撮の写真を置いています。これは皆様と位置的な話等をするとき、お互いに理解しやすいということでつくらせていただきましたが、これずっと使っていきたいと思っておりますので、できましたら今日の協議会が終わったら、こ

れだけはお持ち帰りにならないようお願いしたいと思っています。それから、先ほど会長の方から御紹介ございましたけども、第2回の協議会での提案ということで、旭川流域ネットワークから3枚綴じのもの、それから高島・旭竜エコミュージアムを語る会の方からA4用紙両面が1枚、それから分流部有効活用協議会の岡山の自然を守る会事務局長の花口さんからA4用紙の片面1枚、御用意させていただいています。

それでは最初に、議事次第に書いていますけども、当初の我々の設立趣旨(案)と議事録の取り扱いについて事務局の方から最初説明させていただきまして、それから会長に後をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

志々田調査設計課長

岡山河川事務所の志々田です。座って説明させていただきます。

設立趣旨(案)と議事録の取り扱いについて、設立趣旨(案)につきましては前回の討議の中で設立趣旨、今回の協議会において河川事業者の姿勢というようなものを書いた方がいいのではないかという御意見をいただいております、その上で設立趣旨(案)を修正提案するというようになっておりまして、そのように提案したものが2ページと3ページになっております。前段の部分は前回と変わっておりません、簡単にだけ申しますと、百間川につきましては350年前に岡山城下の壊滅的な被害を受けて熊山蕃山が考案して津田永忠によって設計施工されました。それ以来300年間、当時の姿のまま岡山市域を守ってきた川でしたが、明治以降、相次ぐ洪水により15年から抜本的な改修、国土交通省におきましては昭和49年から築堤などの本格的な百間川改修に着手しておりまして、平成9年に堤防が概成いたしております。今後につきましては、放水量の必要な流量を安全、適切かつ確実に分流できるように、百間川の分流部の機能強化を進めていく予定でございます。

そこまでは先日御紹介させていただいたものと同じなのですが、その後に本資料の3ページを見ていただきたいんですが、上段と下段、修正前と修正後ということで、今回の御提案が修正後の下段の方なのですが、もともとの内容としましては「本協議会は、百間川分流部における課題についての共通認識を図るとともに、百間川分流部を改修するにあたり、分流部を取り巻く現状を踏まえた分流部の周辺の利活用方策及びより適切な整備・管理についての検討を行い、河川管理者への提言としてとりまとめることを目的として、学識経験者、漁業関係者、地域住民、市民団体、行政関係者及び河川管理者により構成するものです」というものでしたが、そこに追記をしております、後段の部分だけ述べさせていただきますと、「分流部周辺の利活用方策及びより適切な整備・管理についての検討を行うことを目的とし、学識経験者、漁業関係者、地域住民、市民団体、行政関係者及び河川管理者により構成するものです。本協議会での検討結果は、河川管理者への提言としてとりまとめ、河川管理者はその提言を踏まえ、適切な整備・管理を行っていくこととします。」、このような形で、河川管理者が提言を踏まえて整備・管理を行っていくことを追記させていただいております。

また、議事録の取り扱いについて4ページに提案させていただいておりますが、こちらにつきましては前回第1回の議事録、議事要旨の御確認をしていただく

際に、議事録、テープ起こしをした生原稿をもって内容を確認しないと正確な確認ができないのではないかという御意見をいただいたことと、それと委員会の議事録については発言者名も公開してはどうかというような御意見をいただいておりますが、それを勘案しまして提案させていただいておりますが、まず1点につきましては、前回とこのポイントは変わってないんですが、一応明確にしておりますが、公開する議事録というものは議事要旨とする。そして、それにおきまして議事録の取り扱いについては、発言者が特定される場合、特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれや発言者の積極的な発言意志等に支障を及ぼすおそれもあることから、議事録の発言者名は非公開とする。ただし、協議会で決定された場合はこの限りではないと考えております。

3

また、議事録の公開にあたりましては、発言内容の確認は重要であることから、各委員に対して発言者名入りで詳細議事録、これはテープ起こしをした生原稿なんですが、それと議事録(案)(議事要旨)ということで、こちらについて印刷物で送付したいと考えております。

なお、こちらの内容につきましては、規約及び規約の改正や運営要領の変更は必要ないと考えておりますから、その変更は行わないものとするということで考えております。

今後の議事録の取り扱いについては、このような形で行ってはどうかという御提案でございます。

以上でございます。

宮崎副所長

追加で、先ほどお手元の資料のお話で私、ちょっと不足していた面があります。提案要旨、1枚の岡山の自然を守る会の事務局長さんの方から出ておる資料に、先ほどの「春を食べる」とか「子どもの水辺」という資料、これをセットで考えていただきたいと考えています。

それから、高島・旭竜エコミュージアムを語る会の方では、先ほどの「津田永忠の記念公園の構想MAP」というものをセットで御説明に使わると聞いてますので、よろしく願います。

名合会長

ただいま事務局の方から御説明がございましたが、この資料の中の5、6、7、8につきましては、今のところよろしいですか、説明は。これはもう皆さん見ていただいているということで進めてよろしいですか。

ちょっと待ってください。

志々田調査設計課長

済みません。補足で、では8ページだけ御説明させていただきたいと思えます。7ページの要旨については、また今回詳細の議事録も配らせていただきますので、後ほど御説明させていただくことになります。

8ページについてなんですけど、今回の協議会の位置づけについてなかなか少しわかりづらいということもありましたので、補足をつけておまして、後ほど御説明しようかと思ったんですが、あわせて説明させていただきたいと思えます。

旭川の将来整備計画を策定していく中で、どのような動きがあるのかというものを簡単にまとめたものが8ページの図で、複雑にはなっておるんですが、今旭川の整備計画に向けては緑の丸が中心の上の方についておるんですが、旭川流域懇談会ということで、具体的な整備計画に入るちょっと前の段階ではあるんですが、情報の共有や課題認識を深めるために、今流域懇談会というものを開催しております、これが将来整備計画策定に向かっては流域委員会に格上げして、そこで討議の仕方等は今後いろいろ議論されることになると思うんですが、そちらでそういった議論、全体の議論を行うような形で考えております。それに対して百間川分流部の周辺有効活用方策検討協議会、本協議会についてはその下に、河川管理者の下に幾つかの協議会の名称があると思うんですが、その中で個別の課題について幾つかの協議会を設けておりまして、今回はこの協議会につきましては、特に分流部に関するものということで協議会を設けさせていただいております、こちらで議論した内容につきましては、将来的に流域委員会発足後には、流域委員会の中にも分流部に関する分科会というものが必要になってくると思いますので、そういったところに今回の議論も継承されていくと、そのようなイメージで考えていただければいいかと思っております。

別途、右の方のフローで整備計画策定についての現在のイメージ図を示しておりますが、流域委員会を通じて、あるいはそのもとに置かれます各分科会、そういったものを通じて整備計画を策定する動きが出てくることになるかと考えております。

現在の分流部協議会の議論が宙に浮いてしまうのではないかというような御心配があったと思いましたので、こういった形で補足をさせていただいております。

以上です。

名合会長

はい、ありがとうございました。

今の8ページの御説明ですが、この分流部の協議会、これは黄色の印がついております上から2番目のところでございます。それから、前回でも議論になりました河川整備計画、旭川の整備計画というのを将来的につくっていかねばならないわけでありまして、それは右の方へ寄りまして、各市町村というのがあって、その下の欄でございまして、その3番目にございまして、旭川河川整備基本方針の策定というのが行われて、それに基づいて整備計画をつくっていくと、これが具体的な整備計画を作成するところになるわけでありまして、それに至るまでのフローを今のように御説明いただきました。

さて、今の事務局の御説明でございまして、本日関連していただいております御意見が3件ほどございましたですけれども、この御意見につきましては今御披露いただきましょうか、これに関連するところだけ、まず、それでよろしゅうございませうか。

では、そういう形で進めてよろしいですか。

それでは、設立趣旨、議事録の取り扱いにつきまして、関連するところ、お三方から御意見をいただいておりますので、それぞれ御説明いただけませんか。どなたからがよろしゅうございませうか。エコミュージアムさん、それから自然

を守る会さん、それから旭川流域ネットワークとありますが。

池田委員

では、私からいきましょう。

名合会長

そうですか。それでは、旭川流域ネットワーク池田さんから御説明願えますか。

池田委員

旭川流域ネットワークの池田です。よろしくお願いいたします。

今回いただいた設立趣旨（案）と議事録の取り扱いについてなんですが、私たちのネットワークの方で配った資料の1ページ目の一番最初に書いているんですが、岡山河川のホームページでは、規約、運営要領、傍聴要領は決定されて、この設立趣旨（案）だけが修正、今回、特記対象という形で載っていたんですが、前回の会議のときに、私たち市民団体の幾つか集まって話し合ったところでは、規約とかについて 4
も特にそこで決定されたというふうには把握していません。恐らく今回修正案が出てくるので協議するというふうに聞いてるというふう
に私たち覚えています。今回のこの議事概要のところでも、決定事項は「議事による決定事項等」とかという形で、どうもどこで決議したのかわかんないような形で決議的な形で書か
れているんですが、これから議事要旨（案）とか議事録とか決めて話し合っていく上
に当たって、まず規約そのものに要は意志決定、どこでいつどういう形で決議した
のか、決定したのかという決めるプロセスが載ってないということは、何が決めら
れて何が決められてないのかわからないので、そもそもまずこれからこの議事要旨
（案）とか議事録（案）とか決めていくに当たって、まず規約の中にきちっと1ペ
ージの真ん中に赤く書いているんですけども、規約の第5条のところに「協議会の
意志決定は、参加した委員の過半数の委員の同意を得て決定する」というような、
要は決議は誰が決議したかわかるように、決議を決めるプロセスをきちっと規約の
中に入れておくということをしておかないと、結局何が決まったのかよくわかん
ないままに会議が済んでしまうことがあると思います。規約についても前回で決まっ
てるとは思ってませんので、規約の改正についてもここできちっと入れていただき
たいと思ってます。その中で、特にこれから話し合ういろんな項目については、き
ちっと皆さん、ここの参加者の合意、確認、これは決定ですねとかという確認を、
最後まで構わないんですけども、それをきちっとするようにしてやっていただき
たいということ
を、まず申し上げておきます。これは規約に関する関連部分という形で出しました。

それから、今先ほど事務局から説明がありました設立趣旨書（案）の修正に関しましては、私どもが赤の入った2色で配った資料の2枚の表、3ページ目のところに設立趣旨（案）についてという形で書いています。前回、この修正について御提案した内容は、会議の中でも意見が出ましたが、提言を言っ放しにされないよう 5
に、河川管理者が作成した改修原案について提言がどのように実際取り入れたのか
を私たちが検証できるという、そういう評価の仕組みをきちっと入れて、それに対
して意見が言えるようなことにしましょうという御意見がありました。私たちは、
治水の重要性というのは十分認識しているつもりであり、治水というものを重視し 6

なければいけないというのはわかっているつもりでいます。ただ、平成9年の河川法の改正を受けて、河川事業については住民の声をよく聞きましょうねという動きと、それから治水と同等において環境についてもちゃんと配慮しましょうねという、そういった位置づけが出てると思っています。そういった今の国交省とか国の河川政策の流れを考慮した上におきましても、私たちとしては設立趣旨書の最初の文面に、これから取り組む河川管理者としての姿勢として示してほしかったのは、河川管理者はこの提言を尊重し、百間川分流部の改修計画の原案を作成し、それについては協議会はその改修原案について検証する。つまり評価、検証ができる仕組みを入れて意見を述べることができるようにしましょうと、皆さんが意見を言えるようにしましょうと、こういった文章を是非入れていただきたいということを、私たちとしてはこの間の会議の流れも踏まえて思いましたので、そこに提案として出しておりますので、その辺を設立趣旨(案)の修正に関しては改定案として出ささせていただきますとお願いしております。

7

この流れは、多分先ほどの8ページのところの全体のフローの流れ、本協議会と旭川流域懇談会との関係についての御説明の流れを考えた上でも、河川管理者がちゃんとこの流れを通じて、ここから出た意見を尊重しているんなこういうプロセスの中で改修計画をつくり上げていく、そしてその中においてまた皆さんの意見もちゃんと取り上げますよという、そういった一連のプロセスの流れを考慮しても妥当な提案ではないかなと思っておりますので、こういった改正にさせていただけないかどうか、御審議いただければと思います。

もう一点、議事録の取り扱いについてということで御説明あったんですが、岡山河川のホームページにも、この協議会自身は広く一般に公開されており、その中において情報は積極的に公開するということが書いてありました。今回、ここで話される内容というのは、決してごく一部の人たちだけにかかわる問題でなく、広く皆さん地域の人たち、ここにいない多くの人たちにもかかわることであるわけで、それをまた公開し、積極的に情報公開するるのであれば、公開するのは議事要旨だけですよなど言わずに、議事録全体を公開すれば私はいいいんではないかと思いません。極力ここに来れなかった人、いなかった人たちにもどうということが議論されてどうということが決まったのがよくわかるように、当然要旨も出してもらえばいいんですが、要旨だけではなく、議事録、詳細原稿まですべてオープンにするという、配付された資料についても可能な限りすべてオープンしていくという姿勢を是非とっていきたい、協議会としてはそういう姿勢で臨んでいただきたいということを提案したいと思っております。

8

それから、発言者が特定される場合、不利益のおそれがあるから氏名は非公開とするということを一応案として出てますが、これは「積極的な意志決定等に支障を及ぼすおそれがある場合は非公開にする。」というのでいいんではないかなと思います。私たちは、別に人に言われちゃ、知られちゃ困るようなことをしゃべろうという気ではなく、堂々と私たちは皆さんに、ここにいない人たちにおいても堂々と聞いてもらいたいことをきちっと言うつもりで来ております。ですから、もしかしたら、この中においてどうしてもこれは社会的にほかの人が問題があるなという

場合があった場合は、そこは名前を伏せてもらえば結構だと思いますが、基本的には情報は皆さんに広く伝えるという形で、名前もオープンできるところはオープンにするという姿勢で臨んでいくのがこの協議会のあるべき姿ではないかなと思いますので、支障を及ぼすおそれがある場合は非公開にするという形にさせていただきたいと思っております。

それから、私たちは特に市民団体の場合は、専門家とちょっと違しまして、私たちが全権を握ってというか、すべてを把握しているというのではなくて、ここで出てきた内容を私たちの会に持ち帰って、会の皆さんに内容を伝えて、皆さんの意志決定を集約した上で、ここに来てこうやってしゃべっています。聞いた内容についても、また私たちは会に帰って、会には皆さんに伝えないといけないという使命があります。ですので、できる限りこういう情報を皆さんに伝えたり、また皆さんから意見を集約するときにしやすくするように、できる限り議事録とかの資料につきましても、印刷物とかというのではなくて、可能な限りデジタルデータでいただきたいということと、それから今回もこの資料が届いたのは、私たちが市民団体の中で結構早い方だと思うんですが、3月12日でした。1週間もないような日程で資料を出されては、私たちとしては中での意見集約する時間がとれません。私たちは会が1回目が始まる前から、2週間前には是非資料をくださいとお願いしてきました。その中で私たちはちゃんとした議論をして、この会でちゃんとした意見を述べますということをお願いしてきました。1回目はちゃんと資料をいただきました。それが今回は非常に期間が短かったんで十分な協議ができない部分もありました。今回お配りしたこの色のついた紙にも幾つか委員長が会長になってるところがまた会長にしてとかいう、ちょっと重複した指摘が出たのも、そういった短期間で作業をやった関係でそういった混乱も出ております。そういう点は、私たちもできる限り短時間で頑張ってお応えするようにしようと思いますが、資料についてはできる限りちゃんとみんなが意見がまとめられる範囲内で出すという姿勢をとっていただきたいと思っています。

それから、そういう点で議事録そのものについての規約の改正云々はないかもしれませんが、規約の改正そのものについては行う必要があると思っておりますので、その点についてはこの設立趣旨(案)と議事録案の取り扱いが終わった後でいいですから、その後、もう一回規約案についてのきちっとした議論をやっていただくことをお願いしたいと思います。

以上です。

名合会長

はい、ありがとうございました。

今本委員

議事の進行方法についてちょっと提案があります。一度の発言はできるだけ3分以内とかということにしませんか。そうしませんと、一部の委員の発言で時間が終わってしまうことになると思います。

それと、ちょっと私、今聞いていて気になったのは、私自身は個人として参加しているつもりですけど、個人としての参加なのか団体代表としての参加なのかとい

9

うことです。もし団体を代表しての参加でしたら、確かに団体での議論が要るでしょうけども、これは個人にしないといけないのではないのでしょうか。言われることはよくわかるんですよ。もっと早く資料が欲しいというのは当然です。しかし、この議論がもし煮詰まっていきますと、この場で判断する必要がどんどん出てくると思います。ところが、2週間前に資料を出さなければならないということになると、会議の開催は2週間以上おかないとできないことになり、そのことがネックになる可能性がありますので、ちょっと途中で口挟んで失礼しました。

名合会長

はい、ありがとうございました。

今の御意見に対して、またディスカッションしていただいたらいいわけですが、まずけれども、御三方から御意見をいただいておりますので、まずそちらの方を聞いて、後にまとめて議論したいと思います。

では次は、自然を守る会の花口さんはここには、いらっしゃいました。では、ひとつよろしくをお願いします。

花口委員

岡山の自然を守る会の事務局長をやっている花口です。よろしくお願いします。

私の方の提案は、今日の進め方、今後の進め方にもかかわってくるかと思うんですけど、議事次第から見ると、まず前提条件ということで、分流部及び百間川、旭川の改修の説明があって、それを前提にして利活用の話というようなお考えではないかと思っておりますけど、私どもの方で検討したところ、この工事の内容というのが非常に大がかりな改修でして、ここの資料を読ませていただきますと、必要性は十分理解しているんですけど、非常に大がかりな改修ですので、本会の会員が参加している、まず百間川河口水門周辺有効活用方策検討協議会での資料でもこのような資料は出ていないのではないかと思われています。実際に出席していないのでよくわからないんですけど、このような大きな改修は、それぞれの地域への影響とか考え方とかについて、河川管理者が個別の地域ごとに住民説明を行うことで、地域間の不信感とかを生まないようにしていけないかといけないかと思っております。

それから、環境保全への合意形成を得るためにも、この問題を、上流と下流では立場が異なると思うんです。そういったことも含めて、旭川の治水・利水・環境への関心を深めていくことが重要ではないかと思っています。

そのために、流域住民に広く計画を公開して、共通の土俵の上で協議していただき、流域の合意を問うてもらったらと思っています。

また、今回示されている前提条件については、河川管理者の方が考えられている治水上の資料のみで、現状の利活用とか環境の現状を示すものがないかと思っております。その一方、ここにお集まりの皆さんは、百間川の分流部の利活用や現状について、今まで検討されてきたり共通認識もかなりつくられてきていると思っております。そのために、今までの考え方を整理したものとして、津田永忠記念公園のMAPというのできているかと思うんです。これについては、各市民団体とか町内会長さん、それから町内会の人も含めて意見合意してきているので、それをベースに話

10

10
し合って、そういった形で方向性ができた中で、それについて今度工事との影響と
かを議論していくようにしていった方がいいのではないかと思います。でないと、
前提条件を踏まえて議論しろと言われると、また最初から我々の市民団体はもう何
十年もここにかかわって、いろんな調査とか検討とか、市民の意見を聞いたりして
きているものが、またゼロからやり直さなければならなくなって、これだけの記念
公園のマップをつくるものでも、1年近くかかったんではないかと思うんです。実
際には、その基礎資料とかいうと、もっとかかっているわけですからということ
で、ちょっと進め方をそういう方向で検討されてはどうかと思うんですけど。

以上、ちょっとよろしくお願いします。

それから、参考に持ってきた資料は、4月4日に我々の会で百間川の河川敷で行
事します。よろしかったら一緒に歩きましょう。

それでは、よろしくお願いします。

名合会長

はい、ありがとうございました。

事務局は御意見の内容をまとめておいてくださいね。

それでは、その次にエコミュージアムさんの鑛山さんの御意見をひとつ願いま
す。

鑛山委員

資料の1、2、3、3が2つあって申しわけありません。最後の裏面の3とい
うのは4の間違いでして訂正します。

1番のところは、既に話が出ていると思うんですけども、議事要旨を送ってこら
れたんだけど、議事録がないので、その議事要旨がどう正確なのかどうなのかとい
う確認ができなかったので、議事録を是非出してくださいという話です。

11
それで、これが確認ができなかったために、自分が会に帰って初めに、この前回
の会議の後、すぐ帰って報告したことで、それからこの議事要旨が届いてからの話
が少し食い違うところがあったので、その箇所箇所についてまたもう一度説明しな
きゃいけないというので、ちょっと困ったということがありましたので、今後は要
旨と、それから議事録とを両方つけていただけたらと思います。

そういうことができるように、是非規約あるいは要綱などに明文化していただき
たいと思います。

12
2番目、これは私が前回、発言したところの話なんですけど、規約の中に分流部の
範囲を記載してくださいと要望したんですけども、この前ホームページで公開され
た、いつ承認されたかわからない、この会議の規約にはそのことは明示されていま
せんでした。否決されたのかなあと思ったんですけども、でもよく考えてみます
と、それから議事要旨を読んでみますと、対象範囲については図面等にて明示する
(事務局)となっていて、私はこの協議会に提案したんですけども、協議会の席上
では協議もされずに、事務局側の説明があっただけで、委員である河川管理者から
の意見もなく、私の提案はほごされたような形で、それはちょっと納得がいきませ
んの、もう一度再協議をお願いしたいということです。

すごく細かいことかもわかりませんが、方向性というか姿勢の問題だと思って、

ここでちょっと固執しています。

3番目は、手元に資料が届くのがちょっと遅過ぎて、それでその資料の案内文の中に紹介していただける資料があれば、3月18日までに御連絡ください。16日に私の手元に届いて、内容を読んで、18日までに連絡してくださいという、余りにも火急な対応を迫られ、私の所属する語る会でどういう資料を出したらいいんだとか、そういう話をする間もなく締め切りを過ぎてしまいましたので、今回は独断でその資料を持ってきています。

その資料は、先ほど事務所の方から説明があった「百間川の津田永忠の記念構想MAP」と、それから「子どもの水辺リバーマップ、旭川一の荒手」という部分についての資料を持ってきています。

最後のところですけども、この協議会は会が運営するんであれば、どんな会議資料を準備するかというのは、会が事務局に指示して、それから事務局が用意するものではないのかと思っています。ですんで、今回の送ってこられた資料というのは、誰が要求したんだろうと、ちょっと首をかしげています。

前回、私たちが出した資料、当日間に合わなかったんですが、今回はこれが一応用意できましたんで持ってきたんですけど、この津田永忠の公園構想MAPというのは、先ほど花口委員が言われたように、地元の住民や川を利用している市民団体がこういうのを提出しているんですけども、この構想というのは協議会の委員の方も多くかかわって作成していて、これが作成されるまでにはいろんなイベントが催され、それから実に多くの人の思いを反映させてきているものなんです。ですから、この協議会が河川事務所が用意した説明を聴取する前に、まずこの百間川の利用状況実態とか、それから旭川をどういうふうにしてほしいという要望の情報を共有するべきだと思うんです。それを踏まえた上で、ハード的にどういうふうに河川事務所が考えているのか。河川事務所がこちらが要望することに対してどれくらい新しい近代的な工法で対応していただけたのかというのが私は見たいなと思っています。ですんで、今回はちょっと地元の自治体とか、それから市民団体、この構想MAPをつくった人たちに連絡が取れなかったのですが、次回は是非このMAPにかかわった人たちによる構想MAPのヒアリングというものを望みます。

以上です。

名合会長

はい、ありがとうございました。

書面で提出いただきました御意見についての御説明をいただきました。

このほかに設立趣旨と議事録の取り扱いについて、この場で御意見がございましたら、まずお聞かせ願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

久保委員

野鳥の会の久保と申します。よろしく申し上げます。

先ほど今本委員の方から言われた個人の立場で来ているんだというふうにおっしゃったんですが、私ども野鳥の会はもちろん、自然を守る会、それからエコミュー

12

13

ジウムの方も、全部団体あてに参りまして、その中から選任をして出てきておりますので、団体という意識で来ております。ですから、協議する時間が非常に必要なので、早目に資料等はお送りいただきたいというのが第一番です。

それと、この協議で市民団体の方になるんだと思うんですが、私もこの百間川の津田永忠の記念公園とか、それから自然を守る会、エコミュージアムの方、そういったところに野鳥の会として直接、間接にかかわっております。ですから、そういう何も野鳥の会の方から議論の俎上に出しておりませんが、やはりこの百間川の記念公園、津田永忠の記念公園、そういったものをいかに実現するかというふうなことをずっと長年やってきております。ですから、花口委員や鑛山委員なんかがおっしゃったような方法で私どもも確認をいたしておりますので、是非こういうふうなことが実現できるような範囲でいかに工事をしていくかというふうなことを御検討いただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

14

名合会長

はい、ありがとうございました。

今までのところでの御意見の取りまとめといたしますか、事務局の方で要約をしていただけますでしょうか。それにつきましてディスカッションしてまいりたいと思っております。

志々田調査設計課長

そうしましたら、項目ごとに御紹介させていただくような形でよろしいですか。それとも、1点ずつ御紹介。

名合会長

どういう項目があったか、全体をまずお願いしたいと思うんです。

志々田調査設計課長

ちょっと抜けがあったらまた補足したいと思うんですが、最初に規約について改正案が出されておまして、こちらについてはまだ十分な議論がされていないのではないかという御意見がございました。議事録の取り扱いにつきましては、詳細な議事録も含めて発言者名入りで公開するべきではないかという点、またその他議事録の周知についてはデジタルデータで用意してほしいという点と、資料の準備につきましては2週間前までに用意するように努力していただきたいという点、いただきました。

それと、今回の発言の時間につきましては、なるべく3分以内で短い形でやって回してはどうかということと、そして自然を守る会さんからは、今回の案件については事務所で地域の方に個別に説明に回る必要があるのではないかという点と、あと津田永忠記念公園構想MAP、時間をかけて議論してつくっているのを、これをベースに話をすべきではないかという御意見をいただいております。

済みません。今本先生からの御発言で、委員の方の個人、団体についてどちらかというような御発言もありました。

それと、エコミュージアムさんからは、対象範囲について事務局からの回答だけで終わっているという点、ちゃんと協議をしてほしいという点がございました。

それと、今回の協議会の資料が遅かったという点と、あと資料の要求についても遅かったという御指摘をいただいております。

それと、今回の会議の運営について、会の方が資料を事務局に指示するべきではないかという点、それと今回の地域につきましては、百間川の津田永忠記念構想MAPがありますので、これをベースに考えるべきという点と、河川管理者についてもその辺のヒアリングを十分にやっていただきたいという点をいただいております。

それと、また公園構想について、久保さんからも公園構想を反映させた形で検討してもらいたいという意見をいただいております。

以上です。

名合会長

はい、ありがとうございました。

随分多岐にわたる御意見をいただいたんですが。

池田委員

今、抜けてる部分があるんですけど。

名合会長

それでは、簡単をお願いします。

池田委員

はい、3分以内に言います。

抜けてる点というのは、設立趣旨書（案）と修正について指摘した内容が落ちていたので入れてください。それからあと、恐らくこれは協議に今の感じだとあがりそうもないから言うんですけど、先ほど花口さんが地域を個別に回って要は聞いてくれというのは、恐らく個別に回って言ってくれというのではなくて、恐らくここ以外に百間川の中流とか、あるいはほかの地域の関係する人たち皆さんにもきちっとちゃんと周知すべきであって、個別に回ってくれという意味ではなかったと思いますんで、確認していただいた方がいいと思います。

以上です。

名合会長

それでは、まず規約、これにつきましては前回の議事録の中でどのように取り扱われたかということですが、今回5ページのあたりに議事要旨というので載せていただいておりますが、これは結局、おおむね了解されたというような書き方になっておるわけでございますか。議事による決定事項等と、こうなっておりますが。

志々田調査設計課長

こちらにつきましては、前回ちょっと御確認をいただいた際に、実は確認、詳細な議事録がありませんので、確認ができないという御意見もいただいております、今回別冊の方で……。

名合会長

いや、議事録ではなくて、議事要旨の中の規約（案）についてというところで、事務局でつくってもらってます議事要旨と議事による決定事項ということで、規約（案）については前回はどうのように、皆さん了解されたというように、いろいろ委

員長を会長にかえると、そういったところもありましたですけれども、おおむねのところ了解していただいたというように理解しておったんですが、事務局としては。

志々田調査設計課長

そのように認識しておりまして、今回は規約については指摘事項の修正だけを提示させていただいたのみで用意しております。

名合会長

では、規約が一番最初になりますので、池田委員さんからお話がありました規約の修正の箇所、これについてももう一度ここで議論していただけますでしょうか。どういたしましょうか。

池田委員

一番基本的なことなんで、そんなに時間がかからないと思うんで、規約からきちっと決めていった方がいいかと、そう思います。

名合会長

では、この点について検討したいと思いますが、御提案は規約の変更点だけをもう一度池田さんの方から一つずつお願いします。

池田委員

お配りした資料のAR-NETの赤黒がついてる紙の一番最後のところに、規約の修正案というのがついております。色がついている箇所が3カ所ばかりあります。そのうち、会長というところに赤い色がついているのは、これは既に修正になっていると、これは無視してください。

こちらとして特に言いたいのは、第5条のとこと第7条のところ、それから付則のところの3カ所です。

簡単に言います。第5条のところ、会長が召集するということで今回の案は終わっていたんですけども、これについては前回の流れから運営は協議会が行うものということがたしか決められたはずで、規約の中にも協議会は会長が召集し、運営は協議会が行うものとするというのを入れていただきたいと思います。

15

それから、さっき言ったように、どこでいつ何がどうやって決まったのかわからないというのは困るので、議事等のところの第5条の3つ目のところに、協議の決定については委員の過半数の同意をもって決定するという、きちとそういった文言を入れてくださいということを入れております。

16

それから、第7条は、これは鑛山さんの発言にも絡んでいるんですけども、もとのこの資料は、一体誰がつくるのかというところで、もともと岡山河川事務所の方から7月の段階でいただいた規約原案は、今この赤字になっているような内容になっていました。このもともと岡山河川がつくっていたいた規約原案に戻していただいて、本会の事務局は国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所に置くものとし、協議会の指示に基づき以下の業務を行うという形で、事務局が行う業務の中に会議資料(案)の作成、議事録(案)の作成、取りまとめ及び公表資料(案)の作成というようなことを盛り込んでいただきたいと思います。そういうところを完成していただき、それに基づいて最後の付則のところ、この規約は3月19日より施

17

行するという形にしていただけたらと思っています。

以上です。

名合会長

はい、ありがとうございます。

それでは、4条の会長となっておるところは、もうこれで結構かと思います。

それから、5条につきましては、第1項ですが、運営は協議会が行うものとする
と、これにつきましては前回もそのような御意見だったと思いますが、このように
取り計らってよろしゅうございますか。 18

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名合会長

はい。それでは、その次は3でございますが、ここは多分新しいことだと思うんですが、御議論いただきたいと思います。

討議結果の決定については、過半数の委員の同意を得て決定するものとして、こういうことでございますが、これは前の規約にはありませんね。決定、この決定というところをどのように取り扱うかというのをちょっと御議論願いたいと思いますが、この協議会での決定というのはどういう意味を持つのかということとも関連いたします。

それから、ここでは決定をもしするとすれば、過半数の委員の同意を得ると、こうなっておりますが、それではほかのいろんな意見がこれだけ集まれば出てくると思うんですが、そういった意見をどのように取り扱うかとか、なかなか難しい問題が出てくると思いますが、この協議会の決定というものの取り扱いはどのように考えますか。

はい、今本先生。

今本委員

この協議会の目的は、第3条にありますように、提言として取りまとめること
ですね。提言をどう決定するのかというのは、ちょっと私、違和感を覚えます。でき
るだけ議論して、全体一致が望ましい姿であって、ただそれにどうしても同意でき
ないという方は、少数意見として補足するという形の方がいいのではないでしょ
うか。過半数で決めるというのも、具体的な事項について意見を取りまとめる場合
は止むを得ないかもしれませんが、その意見をどう取り上げるかを決めるのは河川管
理者です。この協議会は単に意見を言う一つの機関で、この機関が決めたからとい
って、守るかどうかは、これは河川管理者の判断にゆだねられているわけですね。
そういうことから考えますと、ちょっと違和感というのがある。 19

それと、もう一つ別のことですが、第5条の第2項で、委員のうち、学識経験者の代理出席を認めないとありますが、委員に学識経験者とそれ以外があるのですか。私は、これどういう団体から来ておられようと、すべて学識経験者として扱われていると理解しています。そうすると、この表現はもう少し工夫する必要があるのではないのでしょうか。

名合会長

はい、ありがとうございました。

後半の部分はまた後ほどお願いするとして、最初のところですね、決定の話ですが、目的のところ、目的は河川管理者への提言を取りまとめるものであるということなんですね。これにつきまして、ほかに御意見ございませんでしょうか。過半数以上で決定して、それをまとめて管理者に出すという方式というのと、ほかにこの件について御意見をお持ちの方、ございませんでしょうか。どうぞ。

鑛山委員

決定というものの、ここで言っている決定というのは、会議の討議結果の決定、この討議結果というのは多分一つ一つの案件のことではないかと思うんです。提言の決定というようなことではないのではないかと。こういうふうの一つ一つの案件を議論して、それが決がとられないままに流れてしまって、それが議事要旨のところでは決定事項に入ってきたり、決められているだろうという感覚で、今度決められていたはずのものが入ってなかったりとかというのがないようにというので、一つ一つの案件について決定したものがこういうふうにしましようというような趣旨ではないかと伺っていたんですけど、今。

20

名合会長

事務局の方では決定ということについて何かお考えをお持ちでしょうか。提言の性格ということになりますか。

宮崎副所長

この話は、まさに協議会でお話ししていただく問題だと思っておりますので、我々の方からは、先ほど今本先生の方からあったんですけども、少数意見ということがあって、あえて確かに3項を抜いた経緯もございます。ただ、それだけ私共の方から言いたいんですけども。

名合会長

3項ですか。

宮崎副所長

ええ、今の決定のお話について、絞り込んで決めなければならないという話ではなくて、当然提言として多様な意見もいただきたいということもありますので、そこで少数意見というのもすべて抹殺するのではないよという考えは持ってます。

以上です。

名合会長

池田さん、補足的にありますか。

池田委員

今本先生が言われたのは、僕もそう思っています。最後のところは、できる限り全会一致を基礎・基本として、そこであげられなかった意見は提示する。先ほど私が言ったところは、どちらかというと鑛山さんが言ったところで、出された規約だとかいろんなどころが、いつ誰がどこで決まったのかわからないというのはよくないと思うんで、きちっと項目ごとについてはちゃんと決議をとりましようということです。ただ、それが別に過半数ではなくて全会一致でいいのなら、僕も全会一致がよりベターだと思っています。多分恐らくそういう全会一致にならないこともあるかと思ったんで、3項のところには、後半のところには、提示された意見は議事録等

21

に記載して保存するものとするという文言をちょっと足しております。だから、基本的には項目ごとにちゃんと、何が決まって何がやってないか、みんなわからんままでいくのはよくないと思いますんで、ちゃんと区切りはつけましょう。できる限り全会一致を目標にしますというような、そういった姿勢でやっていったらいいんじゃないでしょうか。とりあえずルールですから、やっぱり規約に何か一応ルールは書いといた方がいいと思います。

21

以上です。

名合会長

はい、わかりました。

決定するというのは、項目ごとということですが、決定すべきものは、確かに規約なんかは決めないといけない。それから、設立趣旨についても、これは了解するというで決めましょうと。しかし、その後のいろんな提言については、それぞれを決定するというような性質のものでないものも多いと思いますので、それは各委員さんが提言されたことを、こういった提言もあった、提案もあったと、こういうことの羅列になるかもしれない。全部でまとまってこうしましょうということにならないかもしれない。そういう提言のいろんなやり方があると思いますので、そこらにつきましては一つ一つこれを提言書として入れていいかどうかというようなことまでは、私としてはやりたくないわけですが、どうでしょうか。規約と設立趣旨については、ここで皆さんで議論していただいた結果で、過半数でも結構ですし、決定していただきたいと、このように思いますが。そういう方向で進めさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

22

〔「はい、それで結構です」と呼ぶ者あり〕

名合会長

ありがとうございました。

そうしますと、この3項なんですけど、文言が難しいですね。これは議事録とも関係するわけですね。情報公開のところをどうするかということとも関係するんですが。

池田委員

すみません。では、文章の修文を提案します。

あえて過半数だとか全会一致にこだわる必要はないと思いますんで、協議会の討議結果、決定しないといけない項目については、参加した委員の合議により決定するという形で、皆さんでちゃんと決めますよということを入れるという形で、ただそのときにいろんな附帯意見が出た場合は、この提示された意見は議事録等に記載して保存するという、そういう形にしてはどうでしょうか。皆さんで要は話し合っ
て決めるという形で、過半数とか人数とかではなくて、皆さんで決めるということ
でどうですか。

23

名合会長

そうですね。そのときに決定が必要な項目はということですが、これは今私が思い当たるのは、この規約と設立趣旨、それから一番最後に取りまとめを行ったときに、こういう提案書を出しますということについて皆さんが御了解いただけるかど

うかと、そういったあたりかなと思うんですが。

池田委員

追加で言うと、議事録の取り扱いについて、要は決めてもらいたいという提案があった内容については決めるということではないかなと思います。中には、恐らくそういうのが出てくる可能性があると思うんです、やっぱり皆さんで決めましょうという事項が。ただ、話し合いをするところは話し合いでいいと思うんですけど、決めることが出た場合においては、ちゃんと合議して決めましょうねということではないでしょうか。

名合会長

わかりました。そういう趣旨ですが、この3項をもしそれで設けるということになりますと、今ここで文言を議論するのは大変かと思imasので、もし御了解いただければ、この3項についてきちとした文言を考えていただいたらと、このように思いますが。

渡部委員（事務所長）

合議によりという文言ですか、そうですね。

池田委員

はい。

渡部委員（事務所長）

あその部分ですね、「過半数の委員の同意を得て」をかえて、「合議により決定する」と。

名合会長

この内容については、趣旨が伝わるような形でお願いしたいと思うんです。

では、この3項については次回ということになるか、あるいはここで、この後、検討していただいて、また皆さんに回していただいて、その文章について御意見をいただいて、よければそれを次の回にでも規約としてまとめてもらうということにしたいと思imas。ありがとうございました。

それから、7条はこれはどうなんですか。これ項目が書いてあるわけですか。資料の作成、議事録の取りまとめ、ここのポイントは。

池田委員

ここは前のところのページのやつと比較してもらったらわかるんですけども、事務局を岡山河川事務所が行うという、これは前も後も変わってないですけども、結局、要はこの資料、今回の資料なんかもそうなんですけども、先ほど鑛山さんが言われたように、この協議会自身は岡山河川が運営するのではなくて、協議会自身が運営してやっていこうというものであるから、事務局は岡山河川に置きますけども、基本的に資料等の作成については、協議会の指示に基づいて事務局が準備するという、そういう協議会が運営するという第5条の流れに沿って第7条、これは7月の段階に岡山河川が提示したもともとの規約（案）は、もともと運営は協議会が行うということで、この第7条のここの赤字のような文章にもともとなっていました。それがこの間の第1回目のときには、河川事務所の所長の方が運営もするという事になった関係で、多分ここの第7条も前回の改正のような文章に変わったん

24

だと思っんですけども、今回はもともとの案である運営は協議会が行うという形に戻ったわけですから、それに基づいてももとの規約（案）に戻すという形なんです。事務局の岡山河川が行う会議資料の作成とか議事録の取りまとめに関しては、協議会の指示に基づいて事務局の方で作業をやっていただくという、協議会が運営主体であるということに基づく訂正を事務局に関するところに行うという、そういった趣旨です。

名合会長

会の運営がふなれなもんで、どれがいいのか、もう一つわからないんですが、協議会の指示に基づくと、資料を提出してもらおうということですが、今回なんかは事務局はいろんな資料をつけてもらっています。これは我々は特に指示してやったもんじゃないわけですね。もちろん、議事録、これは当然やっていただかないといけないので、協議会が指示したとも言えますが、今回の会議資料については、特に指示したものでないかと。こういう場合はどうしますか。今日のこの会議の後半で、次のときにはこの資料、この資料、この資料を出してくださいと、それまでここで決めて、それで終わりにすると、こういう段取りになりますか。

池田委員

本来、協議会が主体ですから、協議会で運営するならば協議会で決めるべきことだと思います。

名合会長

そうすると、そうですね、それでは結局、今回の協議会は次回の協議会をどういうものにするかということを決めて終わりにすると、こういうことになりますか。

池田委員

そうです。

名合会長

そういう運営が……。

今本委員

不可能でしょう。

名合会長

ちょっと難しいように思っんですけど。あるいは、会長が事務局に指示してお願いするという形、前回の協議会の意見を聞いて、次はどういうものが必要だなということ 25
を会長が判断して資料を整えてもらおうと。そして、それについて次回検討して
いただくと、これだったらまだ可能性はありますが。

はい、どうぞ。

池田委員

これについては、花口さんとか鑛山さんから先ほど意見が幾つか出てたと思っんですけど、要はこの協議会の進め方に関するところで、私は今日この議事進行の中では恐らく3番目の、2番目、設立趣旨書とかの案が終わって、実際の中身を話すところで、今後の進め方をまず論議しますよということを出そうと思ってたんですけども、基本的にはここでどういうことを話し合うかをみんな決めて、その中で 26

何を話さないといけないのか、どういった資料がないとだめなのかというのを決めて、それを必要なものは準備してもらって話し合うという、要はこの協議会自身をどうやって進めていくのか、何を決めていくかというのは、本来ここで決めて進めていくべきもので、事務局から出たものについてどうだこうだとかとやってやるという協議会スタイルというのは、私は前回の第1回のときに今本先生からのお話を聞いて、やっぱり私たちがもっと主体的に働きかけて、事務局さんは大変かもしれないですけども、事務局さんにいろんな準備をしていただくという、主体は協議会だと思っています。だから、協議会の方からやっぱり指示を出すべきだと思っていますし、それはここで決めるべきだと思います。今本先生どうでしょうか。

26

今本委員

あらゆる資料を協議会で決めていくということは、現実には非常に難しいと思います。ですから、もし欲しい資料があれば申し出るとしたらどうでしょうか。また、協議会が終わった後でも会長なり副会長に申し出る。会長、副会長がそれを判断して事務局に指示するということがいけるでしょうか。ですから、もしこの委員の中でどうしても欲しい資料があれば、あらかじめ要求しておけば、それは出てくるでしょう。ここで要求しなかったものを出しちやいかんと言われたら、かえって不便になります。

27

名合会長

という方向でいくとしても、この7条の文面はこのようによろしいですかね。協議会の指示に基づきというのは、協議会の会長がやるかもしれませんが、会長に皆さんから、前回の協議会で委員の皆さんから提案されたこと、それから協議会が終わってからまた会長なりに提案されたことを含めて指示するということが、協議会の指示というように考えれば、この文面によろしゅうございますか。

今本委員

これは休憩時間なりを通じて、事務局で検討してもらって、終わりまでに示してもらおうのいいのと違いますか。

池田委員

誤解があってもらっては困るんですけど、別に事務局が資料をこうやって持ってきてもらうことを否定するわけでもないですし、資料としてこういった資料があるから是非協議会の皆さん御参考にしてくださいねという形で出されるのは、一向に構わないと思います。ただ、基本的に協議会で使う資料については、協議会の方からこういった資料が欲しいねというのを出すという、そういう基本的な原則論ですけども、姿勢でいきましょうということです。難しいことを言っとるとは思っていません。

28

名合会長

わかりました。

それでは、今の御意見の内容を踏まえて、この文面につきまして、そういうことであれば前の7条でもいいような気もするんですけども、指示に基づきというところにポイントがあるわけですね。

池田委員

そうです。

名合会長

だから、運営は協議会が行うんだから、協議会が指示して事務局が動いたという形でいいのではないかと思います。

池田委員

つまり、要は第7条で事務局の役割を定義しているわけですから、事務局はどこにあるのかということと、事務局がやるのは協議会の指示に基づいて行うんだという、そういう姿勢です。ただ、指示に基づいてやるといっても何をやるんかわからないから、基本的にこういった内容ですよということを明記しているということです。

名合会長

もとの分は、岡山河川事務所が行うものとするとなっているのを、赤字の方は岡山河川事務所に置くものとして、これは大分違うんですか。

池田委員

いや、これはもともとを言えば、岡山河川がもともとつくられてた、前回出す前の第1回目の最初に私たちに配られたときの規約原案に戻しただけの話です。もとの原案に戻していただけないかということで書いているわけです。

名合会長

この点につきましては、それでは後ほどまた相談していただいて、できれば協議会が終わるまでに御提案願いたいと思います。

それでは、あとは施行年月日の変更がありますけれども、これはどうなんですか。やっぱり今日にした方がいいということで、今日決まれば今日にするということにしましょうかね。

議事録の規約につきましては、大体よろしゅうございますでしょうか。一応規約につきましては、では今のような方向で取りまとめたいと思います。

池田委員

もう一遍、先に修正案が出てきて、それを確認するんですか。どこでどうやって決まるんですか、最終的にそれは。

名合会長

いや、修正案が出てきた段階で。

池田委員

では、出てくるんですね。

名合会長

はい。

池田委員

それで、そこで決めるんですね。

名合会長

今日ですね。

池田委員

はい、わかりました。

名合会長

それから、設立趣旨のところに関係しましては、文言的にはやはり池田さんの方から出ておりますのは、資料の一番最後でございますが、「最大限に提言を尊重し」と、こういう内容で修正がかかってきておりますが、このあたりにつきまして御意見をお願いしたいと思っております。

池田委員

議長。

名合会長

ちょっと待ってくださいよ。ほかの委員さんから。設立趣旨の案で事務局も修正されております。それから、池田さんの方からも出てきております。もしごまかせんようでしたら、池田さんどうぞ追加なさせて。

池田委員

説明は先ほどしたんで、重複な説明する気はないんですが。

名合会長

簡単をお願いします。

池田委員

尊重については、別に最大限という言葉とかというのはそんなに気にしておりません。尊重してもらおうということでもいいんですけども、大事なことは前回の議事の中で、今回の提言、議論が言い放しにならないように、それに関して出たことについて私たちが評価、検証して、それに対して必要な場合は意見が言えるという、そういうプロセスを是非入れませんかという、そういう提案を酌み入れたものには是非してもらいたいということです。さっきの8ページのいろんなフローチャートに出てましたけども、そういったいろんな流れの中で、今回の流れ、私たちがこの委員として持っている責務の位置づけとして出したものが、きちっとどういうふうにやられたかを私たちが責任持ってそれを見て評価し、必要があれば適切な意見をお伝えするという、そういった姿勢で臨みますよという、そういったことを事業者としても、河川管理者としてもそういった流れ、そういうプロセスをきちっと取り入れますよということを示していただきたいと思っております。要は検証とか評価のプロセスをきちっとこの中に入れますよと、そういったことは受け入れますよということを加味してもらいたいという意味で提案しています。今、河川管理者の方から出た案では、前回のとおり言い放しの意見、そのまま以外何も進んでいないというふうにどうしても見えるんで、是非今回同じ2行ですけども、今回はこちらから提案したような検証を入れるような文章にさせていただけたらと思っております。

以上です。

名合会長

ここでは、この赤字のところでは、百間川分流部の改修計画の原案を作成するものとして、協議会はその改修計画原案についてと、こうなっておるわけですが、ここでは改修計画原案をこの協議会がつくるかどうかという点につきましては、皆さんどのようにお考えでしょうか。

池田委員

改修原案は当然河川管理者がつくることであって、私たちがつくるものではないと思います。

名合会長

ですから、ちょっと……。

池田委員

あくまでも、その上に係る、主語は「河川管理者は」ですから。

名合会長

主語は河川管理者。

池田委員

そうです。

名合会長

への提言として取りまとめ。

池田委員

だから、これは別に協議会の意志決定というか、意志表明ではなくて、河川管理者として今回の提言については尊重して、その上でここで出てきた有効活用とか、皆さん市民の声、そういうことをちゃんと入れて、治水が万全にできる案をつくりまして、それをお見せしますから、協議会の皆さん、これで皆さんの意見が入っているかどうかをちゃんとチェックして、もしどこか自分たちの意向と違うことになっていたら、それを聞いてあげますから言っていただいて結構ですよという、そういうプロセスを保証しますよという、そういう事業者としての姿勢を持っていただきたいなという、そういう協議会参加者としてのお願いです。

名合会長

これは協議会がいつまで続くかにもかかわってきますが、改修計画原案というのは、多分まだ大分先のことになりますね。今日の資料にも後の方で出てまいります。平成20年、早くてそのころではないかなと私は考えておるわけですが、そのころに原案をつくられると思うんです。それをこの協議会にフィードバックしてくるということですかね。そのあたりどのようにお考えですか、改修計画原案の作成、それと協議会との関係。原案をつくられるときには、提言を踏まえてと書いてありますね、修正された趣旨のところでは。河川管理者はその提言を踏まえ、適切な整備・管理を行っていくことしますと、これは普通の表現なんですけれども、これは今までの河川管理者の態度を見て、こういう表現だけでは弱いというような気持ちを持たれたのかもしれませんが、いかがでしょうか、この点につきまして何か御意見がございましたらお願いしたいと思いますが。

池田委員さんのおっしゃるのもよくわかるんですが、それはできるんじゃないかと思うんですけどね。それを何か明文化しておく必要があるかどうかという点ですが。

池田委員

すみません。どうも何か補足した方がよさそうだったので。

名合会長

それでは、池田さんに逆にお尋ねしますが、この修正案、今日出てきておりま

す、そのこの表現はどうでしょうか、修正後ということで、提言として取りまとめ、河川管理者はその提言を踏まえ、適切な整備・管理を行っていくことにします、この表現につきましてはどのようにお考えですか。

池田委員

これは確かに本当、当たりさわりのない表現だと思います。ごく当たり前の表現だと思うんですけども、何でこの設立趣旨のところをあえて変えてくれと言っているのかというのは、やっぱり取り組み側の姿勢だと思うんです。前回、今本先生がどこまで本気なのかというのを問われたように、今回のこの協議会というのが単に形だけ市民の声を聞くという形をとっているのではないんだと、河川法の改正も受けて、きちっと市民の声も受け入れた事業をやっていくという姿勢、それから環境という点もちゃんと考慮するんだというような、そういった姿勢がきちとなされているかということの、そういったそういうことの姿勢を持っているところを、要はきちっと示してほしいと思います。検証するというのは、そういうプロセスをきちっと、事業者として、河川管理者としてちゃんと取り入れるんですよということを示していただきたいと思います。確かに20年後どうなっているかわかりませんが、でも私たちも……。

名合会長

その点につきましては、私はこう考えているんですわ。これ協議会ですね、その後で旭川の流域委員会的なものができ上がって行って、そこで整備計画を検討すると、またこれは下部も大勢の方が集まって検討することになります。その整備計画の作成に当たっては、地域の意見を十分反映したものとしなければならないと、こういうことでそこででき上がっていくわけではありますが、そこでは当然法に基づいて設立された委員会ですから、そこでの委員会の責任といいますか、において当然地域の方の検証を受けて納得されるものができ上がっていくと、こういうようなステップがあると思いますので、その前段階なんですね、この協議会というのは。だから、ここでいろいろな御意見をいただいておいて、その後で整備計画の検討委員会がもう一回出てくると思うんですけども、そこでこの協議会での案が十分反映されるような形で持ち上げていけばいいのではないかと私は思っておりますが、いかがでしょうか。

池田委員

議長、例えばこのメンバーがそのまま河川協議会とか次のステップへ全部移行するのであれば、確かに担保されるかもしれないんですけども、多分次の委員会で、いろんな委員会ではまた全然メンバーもかわってくる可能性もありますし、ここで話された内容がそのままそっちへ生かされるという保証はどこにもないですし、ひょっとしたらここに出たものなんかポイと簡単に捨てられるかも、全然違うものになる可能性だって当然あるわけで、でも、ここに来る人たちはみんなやっぱり何とかいいものをつくらうと思って一生懸命出して検証するわけですから、それは次にも生かす、ちゃんと保証される、ある意味で言えば、ちゃんとした責任担保を文章の中に入れておくということは、僕は例えば河川管理者だって、今いる河川管理者のメンバーの人が、では20年後ここにいるかといったら、まずいないと思うんです

よね。むしろ、市民の人たちはいるかもしれないですけども。だから、きちっとした文章の中で、ここでやったことは次のところにもちゃんと受け継がれるんだと 29
か、そういうことがきちっと要はどっかで明文的に保証されるというところがあっ
ても僕はいいんではないかと思います。

名合会長

どうも不信感ですな、ここでやったことがどっかへ行ってしまいうんではないか 30
という不信感が多分ありなんだろうと思うんですが、私はここで提言書を取りまと
めるわけですから、それをもちろんベースにして次のステップの話が進むと思いま
すね。ですから、そういう順序でいくのであれば、そこまでその後のことを拘束す
る必要はないような気がするんですが、皆さんいかがでしょうか。

今本委員

よろしいですか。

名合会長

はい、どうぞ。

今本委員

まず、この委員会は何なのかということを考えますと、これは河川管理者が設置 31
した委員会です。ですから、むしろこのところは、河川管理者がこの委員会につ
いて、委員会にどうしてくれということを言うべきです。ですから、提言をしてほ
しい、あるいは提言をするところまででよろしいと言われたら、この委員会はそこ
までです。むしろ、では提言をしてくれたら、それを踏まえて原案をつくるから、
それについての意見をくださいと言え、そういうことになるのだと思います。

ちなみに、淀川水系流域委員会では、そういうプロセスについては、実は何にも
決まらずにスタートしているのです。しかし、やっているうちに提言をしようとい
うことになりました。提言をしましたたら、提言を踏まえて原案をつくるから、原
案への意見書も欲しいと、これは河川管理者側からの要求です。そのために意見書
を出しました。河川管理者の要求以外のことをすることは法律的には許されないの
ではないでしょうか。ですから、委員会がやりたいと思うことがあれば、委員会に
それをするを要求してくれという要求を河川管理者にしたわけです。そうする
と、河川管理者は、ではそれお願いしますと言われてスタートしていますので、そ
このところで委員会が勝手にやりたいことを決める権限があるのかどうか、ちょっ
と私にはわかりません。

いずれにしても、私も個人的にはやはり言いつ放しなら寂しいですよ。です
から、むしろ私はこの文言では、池田さんの案でもいいのですが、例えば河川管理
者という次に点が欲しいと、日本語で言いますと、主語がどれかわからない。この
提言を踏まえて、これこれの原案を作成するものとし、協議会はその改修計画原案
について意見を述べるものとする、こんな検証しとか、そういうのは要らないと
思う。述べることができるではなくて、述べると、述べるところまでやらないと、
やっぱりだめだと思います。述べるができるならば、しないで終わることがあ
りますので、述べるまでしといた方がいいのではないのでしょうか。

名合会長

この提言書を出したフォローアップをどうするかということになると思うんですが、原案をつくる段階では、もう整備計画の検討委員会は流域委員会に多分移っていると思うんですよね。だから、流域委員会的なものが以前あった協議会に対して、こういうことでいこうと思うけれども、どうでしょうか。フィードバックして、もう一回協議会を開いてもらって、御意見があったら述べてくださいと、こういうようなことが今度の整備計画の検討の委員会の中で行われればいいのではないかなというような気がします。どうでしょう。委員会関係のつながり、ステップなんかについて。

渡部委員（事務所長）

済みません。

名合会長

どうぞ。

渡部委員（事務所長）

済みません。なるべく発言しない方がいいかなと思いい人にお任せして申しわけなかったと思っているんですけど、河川管理者もその状況の推移の程度により、その段階に応じていろんな形で皆さんの意見を伺おうということで、これまでも例えば二の荒手の調査委員会だとか開き、それで御意見をいただいたこともございますし、またこの津田永忠の記念公園の作成のプロセスの中にも、河川事務所だって無関係ではなくて、いろんなことも入ってきたようですし、そういうときにもまたアウトプットとして一つのものができるようになっておりますが、また今回もこういうタイミングにおいて皆さんからこういう形で御意見をいろいろいただくということを決めてこういう協議会を設置させていただいたということでございますし、私ども今回のこの協議会に期待したいところの部分というのは、まさに今回こういう段階におけるお話を提言としてまとめていただけたらということに一応尽きているというつもりでございます。将来においてどうなるかという話につきましては、先ほど来、名合先生も言っていていただきますように、また何年か先になりますけど、さらに河川法に基づいたいろんな手続の中でさらにまたいろんな議論を重ねていただく場面があり、また総括的な議論だけではなくて、分流部に限ったまた議論もしていただくということも、どうしても今の時代、出てくるんだろうというふうに思っていますので、またその中でかつて協議会でこんなことを提言まとめただけど、どうなんだという話も恐らくさせていただくことがきっとあるのではないかなと、そんなふうには思っておるところでございますが、そうかと言ってそれはちょっと信用ないかなという話があれば、またやっぱり修正して書いていただくことはやぶさかでございますけど、私どもの気持ちは今日お示しさせていただいた修正後の案ということでございますが、よろしくお願ひします。

名合会長

なかなか難しいですね。ほかの委員さんから関連した御意見ございませんでしょうか。

先ほど今本先生の方から、ここの赤字のところのまた修正を出していただきました。池田さんいかがでしょうか。

池田委員

私は個人的には、河川管理者はこの提言を踏まえて百間川分流部の改修計画の原案を作成するものとし、協議会は意見を述べるができるものとし、と云われた今本先生の意見にしてもらえるとうれしいです。確かにこれはあくまでも設立趣旨書のところなんで、私たちがこうしろというような立場ではないんで、これは河川管理者の方へできたらそういう形にさせていただきませんかというお願いです。ここはお願いの部分ですので、私は今本先生の今言われた案にしてほしいなというお願いだけいたしたいと思います。

渡部委員（事務所長）

会長、ちょっとよろしいか。

名合会長

はい、どうぞ。

渡部委員（事務所長）

ですから、私の方からこうしたらという立場ではない部分があるかもしれませんが。

名合会長

委員さんですからどうぞ。

渡部委員（事務所長）

設置を依頼した立場ですけど、事務局的に言うと、河川管理者的に気になる言葉は、改修計画といったときに、これって何かというのは非常に気になる言葉なんです。かつてから私も通常使っている言葉でありますけど。一つの案としては、例えばしっかり整備計画だと、河川整備計画で、河川全体、旭川全体の整備ではないんだけど、ここの分流部、百間川分流部の、いずれにしる全体整備計画の中の一部の部分としての分流部の整備計画は、いずれにしる将来つくることになるわけです。その整備計画の中身は、これから議論していただき、総論的な話から各論的な細かい話までどうなるかわかりませんが、分流部の整備計画の原案については、いずれにしる将来できるであろう流域委員会の分流部の分科会にまた諮って議論していただくことになるわけなので、そういう意味でこの協議会に諮るかどうかわかりませんが、いずれさっきの8ページのこの資料にございますけども、流域委員会を設置し、なおかつそこに分流部に関する分科会を設けることにしてございますので、そちらにいずれにしる諮って意見を述べていただくという流れにつながるんだろうというふうに私は理解してます。そういう状況の中で、あえてこの協議会にもその趣旨を書くという話になるのであれば、しっかりそういう趣旨として整備計画という言葉でしといていただく方がいいんじゃないかなとも思ったんですけど。私の話がちょっとわかりにくかったかもしれませんが、よろしゅうございますか。

名合会長

この改修計画を整備計画。

渡部委員（事務所長）

ええ。

今本委員

その方がいいでしょうね。

名合会長

そうですね。

渡部委員（事務所長）

この協議会がそのまま将来の流域委員会の分流部の分科会になるかどうかは、それはまだその後の議論であるかと思いますが、心としてはこの協議会を引き継いだ分科会がまた整備計画のこの分流部については十分議論させていただくようにして
いてくれとおっしゃっていただいたというふうに解するというところでどうかなと思いますけど。

33

名合会長

そういう趣旨だと思うんですけどね、池田さんがおっしゃるのも。

池田委員

すみません。若干ちょっとそこで一つ聞きたいのは、整備計画もそうなんですけども、整備計画はかなり先になるという流れの中で、整備計画ができるまでの間、では分流部は一切いじらないのかといったら、多分整備計画よりも先に改修計画が動くのではないかと、改修工事を先にやっちゃうのではないかなという気がしたもんですから、その改修計画そのものの段階においても、きちっとこういうこの地域の有効活用を検討した結果が踏まえられた改修工事、改修計画が進められてほしい
という、そういう思いがあって、だから整備計画ができるまではここでの意見は関係ない
というような感じになることを危惧しています。つまり、順番からいったら整備計画より改修計画が先に動くような気がしたんで、あえてここでは改修計画
ということを入れています。

34

名合会長

いや、そのあたりはちょっと河川事業の進捗がどうなっているのかよくわかりませんけれども。

今本委員

一応信用することにしたいですね。

渡部委員（事務所長）

あと今ちょっと事務局として出ているのは、整備も改修も言わずに計画という話にするかどうかという話が出てますけど、余りどっちだと言わなくて、また後ほど今日は時間があるようならその話をしたいと思ってたんですけど、短期的にしていくことと、中長期的にやっていく仕事もあります中で、短期的な仕事がおっしゃるように整備計画ができる以前にも着手することがあり得ますので、そういうことも踏まえて言えば、あえてここで改修計画を出せるようだと、一般的な分流部の計画という話の中で、私どもとしてはこんなふう
にまたいろいろ議論いただき、それらを踏まえて私どもが考えた仕事の現地の進め方はこんなふうです
ということをお話ししていく機会を持っていきたいというつもりは持っておりますので、
その趣旨でこの文言を入れていただくということは、ここで皆さんでお決めいただいてもいいんではないかな
と思っていますけども。

35

名合会長

池田さんが危惧されるのは、こういうのをやっても、工事の方は先ぱっぱっと進んでしまっ取り入れられなくなるのではないかなというようなことがあったりするんだらうと思うんですが、ここでこれだけ大勢の人が集まって議論した結果というの、当然これからの個々の身近に行われる河川工事においても取り入れられていくものだと、特に大分河川事業のやり方も変わってきているようですから、多分尊重されると思うんですけどもね。

36

千葉委員

議事録の話がそうです。だから、最後にどう文章化するという話がなかなか難しいですけど、議事録の話が出てますから、最後にここで出た話は、河川管理者が尊重するということを発言したということを議事録に残せば、それが公開されるわけですから、それでいいのではないかと。それ以上のことは、改修なのか整備なのかということを出すと、どっちが先かという話もあって、あれはどっちのことを言ってたんだとかというような話になりかねないわけですね。だから僕はもうちょっと広く、分支部をとにかく何かいじろうとしているわけですから、それ全般に関してはここで出た話は河川管理者が最大限尊重するということを議事録にして残しておく、それで両方の言っとられることは達成できるのではないかと。それ以上のことを詰め出すと、今後のことは一つ一つ詰めていかなあかんことになって、むしろ何もできなくなってしまうという気がするんですけど、私は。

37

名合会長

ありがとうございました。

ということでいきますと、3ページの修正後の文章、これはこれで一応残して、あと議事録の中に池田さんのおっしゃったような趣旨を書いて、それを河川管理者の方は尊重するという発言があったと、こういうことによろしゅうございますでしょうか。

38

千葉委員

例えば、後から出てきたところに原案について確かに考え方はわかるんですけども、現実の問題として、協議会は改修原案について後ですよ、検証して、さらにまた意見を述べるということ、今の段階で多分河川管理者はこういうぐあいに書けない、うんと言えないだらうと思うんですね。そうすると、これは乗り上げてしまった話で、もう先に動かなくなるんで、ここまでは文章としてはできないけど、これまで出た考え方を何らかの形で残しておくとすればそれしかないだらうと僕思うんですね。ここまで改修、後になって協議会が前にも終わっている段階で協議会をもう一回復活して、さらに後から出てきた計画について意見を述べるができるというようなことを、先につくったシステムというのは、多分僕は今の行政システムはできないだらう、現実にはですね。もっと言えば、したところで、それはいわばかえって無視されるんと違うかという可能性もあるわけで、というが無視せざるを得なくなるのではないかと。そうであれば、その当時の河川管理者がせっかくこういうものも開いて意見聞かれたんだから、その意見は最大限尊重するよということ公開されとくということやられる。そこは後は信頼関係という

ことになろうかと思えますけど、それしかないだろうと思うんですけどね。

名合会長

はい、ありがとうございました。

それでは、この設立趣旨につきましては、修正後の原案のような形で表現させていただいて、議事録の方の記述をまた考えていただきたいと、このように思いません。ありがとうございました。

それから、ちょっと時間がどんどんたつわけですが。

宮崎副所長

済みません。ちょっと休憩しましょうか。

名合会長

そうですね。

宮崎副所長

ちょうど時間的によろしいかと思えます。

名合会長

それでは、25分からということをお願いします。

午後 3 時15分 休憩

午後 3 時28分 再開

名合会長

それでは、始めたいと思えます。よろしくをお願いします。

次に、4ページの議事録の取り扱いについてというところでございますけれども、先ほど議事録をこういう形でやっていきたいということだったんですが、まず1つずついきますと、公開する議事録は議事要旨とすると、この点、いかがでしょうか。公開というのは、どこへの公開ということになりますが、委員の皆さんへのもちろん議事録、これがホームページ上で出てくると、その公開をおっしゃってるわけですか。

志々田調査設計課長

こちらで公開する議事録というのは、もうホームページや、あとうちで作成しますパンフレット等に入れているものを公開と言っております。もう一点、委員の皆様を確認のために配っていただくものというものは、この出席いただいている方々にお見せするもので、そちらについては名前も入った議事要旨(案)と詳細なものというふうに考えております。

名合会長

これにつきましては、御意見を賜りたいと思えますが、いかがでしょうか。どうぞ、今本委員さん。

今本委員

この協議会の公開とは何かというのを考えたら、私はできるだけ公開した方がいいと思うんです。ですから、一つ一つではなくして、全体を通して見ますと、この議事要旨、もちろんこれは事務局がつくることになるのでしょけれども、公開する

べきことです。

それから、発言したこの議事要旨だけではどうしても雰囲気はわかりませんので、私はこの発言した分を名前も入れて公開することに賛成です。といたしますのは、いろんな支障を及ぼすおそれも考えられるというのは、これはこれまでもよく言われてきましたが、現実には支障が生ずることは、現在の日本の社会では皆無に近いと思います。ただ、我々が発言したものをそのまま文章にしますと、日本語にな 40
ってない場合が多いわけですから、恐らく本人によってちょっと修正すると、その
ときに言ってもないことを加えるというのはいけないですが、ちょっとした言い間
違いだとか、そういうことは修正するというので、できるだけオープンにしてい
った方がいいと思います。例えば、もしそういうおそれがあるというのであれば、
この会議が外部に漏れてないと考える方がおかしいですよ。誰が何を言ってるかというのは、今のこういう世の中では筒抜けとってください。ですから、僕はこれはどうも納得いたしかねます。できるだけ公開することによって市民との信頼感を築いていってほしいと思います。

名合会長

はい、ありがとうございました。

できるだけ公開するという方向でいいと私も思うんですが、その場合に名前の点 41
についても、もう公開した方がいいんじゃないかというお話もありますが、その点
いかがでしょう。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名合会長

はい、ありがとうございました。

それから、日本語にならないという話がありましたが、議論が沸騰してまいりますと、なかなか全部を一字一句とどめるというのは難しいかと思うんですが、発言要旨的なものではないかがでしょうか。もちろん、原案つくっていただいて発言者に見ていただいて修正するとかということもありますが、これすべてをやりますと 42
大変な量になるかと思うんですが、どうでしょうか。一言一句、議事録とる場合
もありますけれども、まとめる人はなかなか大変、その方がやりやすいとおっしゃ
ったらそれでもいいんですけれども、発言要旨的なものでまとめてもらった方が
わかりやすいかなと思うんですが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

池田委員

議事要旨をつくるわけですから、あとはテープを起こしたものをそのまま出してもらえばいいんじゃないかと思います。

名合会長

それは公開の分ではないですね。

池田委員

いえ、公開です。

名合会長

テープ起こしを公開。

池田委員

というか、この会議自身が公開された会議ですから、ここで言った内容というのは、別に来ている人に、「すみません、今のはなしね」というのではないわけです。公開されてるもんですから、それはそのまま出して構わないと思います。

名合会長

議事録はどういう形になりますか、その場合。全部生のものを議事録にしますか。

池田委員

議事録は、基本的には生で起こしたものを議事録として、それにあと議事要旨と 43
いうのを別につけるといいう形でいいんではないかと思います。

名合会長

そうすると、議事録は生のもので、それをこれは各委員さんに送るというのもあるんだけど、これどうですかね、保存する。

宮崎副所長

ちょっと会長、よろしいでしょうか。

名合会長

はい、どうぞ。

宮崎副所長

皆さんのお手元に別途資料というのが一つあると思います。これが今お話しして
ます議事要旨の部分と、それから詳細議事録、これ詳細議事録については名前を出
してますけれど、議事要旨の方にも今、本来は御本人、委員さんの確認用につくら
せていただけてますけども、これがすべて今回からこの協議会の方で決定される、
公表する議事録というふうに皆さんが解されるかどうか、お聞きしたいと思いま
す。

名合会長

そうですね、この程度ならいいかと思えますね。詳細議事録と書いてある分です
ね。

宮崎副所長

これ全部という。

名合会長

全部ですね。

宮崎副所長

公表するとしたら、今言われているのは。

名合会長

それで、これを全部またホームページなんかに掲載するわけですか。そういうこと
ですか。それはそれでいいんですが。

はい、どうぞ。

鑛山委員

鑛山です。例えば別の省庁のホームページ上でいろんな委員会の議事録とか議事
要旨とかがとれるという言い方は悪いんですけど、ダウンロードができます。自分

なんかは外来生物のものにはちょっと興味があるので、環境省なんかに行くと、環境省の方なんかではやはり議事要旨と議事録と両方落とせるようになっていきます。PDFですごい量なんですけど、きっちりとどの委員がどういうことを言ったというのが全部とれるようになっていきます。

名合会長

どうでしょうか。それでは、4ページの原案のような(案)がございますけれども、ちょっとこれを変えまして、議事録につきましてはこのスタイルですね、別途資料の、これでいくという方向でよろしゅうございますか。

渡部委員(事務所長)

今逆に言うと、公表するのは議事要旨だけだったですから、要旨についての間違いというか、その手直しはしていただきましたけど、これから生原稿のこっちの方もある意味では言葉足らずの部分も含めて、多分テープ起こしされたものは話し方として、ちょっととちったり、いろんなことをしていますから、それもそのまま書き込まれてますけど、それはそれぞれまた委員さんの御責任によって訂正を加えていただいたものでこちらにいただくというふうになるとは思いますけど、そういうお手間をかけさせるといことと、それをするがために結果的には非常に時間がかかります。会議が終わってから公開できるまでに、それについては御了解いただかないといけないかなというふうに思います。

44

名合会長

よろしゅうございますか、そういう方向で。

池田委員

それで結構なんですけども、ただ私もちょっとほかの農林の方の委員会とかに行ったときに、やっぱりこういう議事の全部の確認をさせられたんですけども、そのときは生原稿については誤字脱字以外は直すと言われてまして、言ってる内容を後で全部書きかえられたんでは、全然意味がなくなるということなんで、議事録は基本的には誤字脱字以外は修正はしないでくださいというふうに言われて、それがそういう形で公開されてます。やっぱりこの会議というのも、後で文章でやっぱりあれまじったから直そうで直したんでは、会議でやったんと議事録は全然意味が違ってくるといのはまずいと思うんで、基本的にはチェックは誤字脱字等の間違いとか、明らかな何か打ち間違いについてだけのチェックをする方がいいと思います。議事録、生原稿については、議事要旨については、趣旨が違っていれば、それはきちっと直すように言うべきだと思います。

45

今本委員

例えば生原稿と言われますけど、これは録音して速記者が起こした原稿です。これが正しいなんて思ったら大間違いですよ。きちんとした日本語になんか絶対といっていいほどなっていません。これをかなりその段階でセレクトされてますから、私は誤字脱字ではなくして、やはり正確な日本語として残しておくためにも、趣旨は絶対変えないようにするべきです。これは当然のことです。あるいは、言ってもないことを長々とつけ加える、これもルール違反です。しかし、少しわかりやすく加えたりするというのは、本人の良識に任じていいのではないですか。

46

池田委員

絶対趣旨を変えないと言うことですね。

今本委員

それはもう、これはもう絶対ですね。

名合会長

それは委員会のメンバーさんの……。

今本委員

紳士協定ですから。

名合会長

立派な方ばかりですから、そういう全面変更するようなことはないということ
で、そこまでかたく言わずに訂正してもらおうということ、議事録の作成に当たる 47
ということできたいと思います。 どうもありがとうございました。

それから、まだ大切なことがいろいろ言われてきたわけでございますが、ここの
会のメンバーは個人が団体代表かというような話もございましたが、これにつきま
しては少し御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょう。先ほどから個人だと 48
いう御意見もございました。それから、代表なんだからそういうバックを持っている
からもう少し時間的な余裕を持って資料なんかを見せていただきたいとか、意見
聴取をしてもらいたいとかという話もありました。このあたりにつきましては、こ
れは認識だけの話になるかと思うんですが。

はい、どうぞ。

今本委員

私、先ほど全員が個人であるべきと言いましたけども、よく考えてみれば、確か
にいろんなところでその団体を代表して意見を言う場合もあり得ると思います。 49
そうなりますと、例えばここではそんな一々発言するのに相談しながらやるわけにい
きませんから個人として発言しますわね。発言したことがちょっと帰ってみたら錯
覚してたと言われて、これは議事録から削除してほしいとか修正してほしいとかい
うことはありということにしてですね。

名合会長

あり。

今本委員

はい。修正していただいて結構だと思います。そうしないと、発言しにくくなり
ますのでね。ただ、そのときには勝手にするのではなく、重大な修正なり削除のと 50
きには、この協議会に報告してもらいたいと思いますけども、そういうことでもう
私はこだわりません。

名合会長

いろんなバックを持っておられる方がいらっしゃるという認識でやりたいと、こ
ういうことですね。もし、そういうことに配慮すれば、その会議の開催とか資料配 51
付とか、そういったこともそういうバックを考えてやっていただきたいと、こうい
うようお願いしたいと思います。

それから、いま一つ大きな問題は、資料でも示していただきましたですけれど

も、この会に参加するに当たって、資料がばんと送られてきたと、その内容を見てみると、どうも治水がまずぼんときて、こういう百間川の機能というのは、洪水の放流機能だと、これはもう間違いないわけですが、それで治水がまず第一だと。それを前提として有効活用方策を考えましよう、これはこれでよかったです、最近といいますか、河川行政の方も大分変わってまいりまして、治水・利水・環境と、こういう3本立てでいくと。環境については、治水事業を行うに当たって環境に配慮した事業を進めると、こういうようなスタンスもありますし、場所なんかにもよりますけれども、治水と環境が結構拮抗するというような場合も出てくると。ここでのお話は、百間川の性格からして、治水をとにかく第一義的に進めたいというのが念頭にあって、あと有効利活用について環境面の問題について御意見を伺いたいというような姿勢が文面的にも資料の中にも出ております。このあたりにつきましては、いろんなお考えの方があると思います。それをここで議論しますと、また非常にこの短時間の間では結論の出るようなものではないかと思えます。ただ大事なものは、本日いろいろ資料を提供していただいております、メンバーの方から。そういった方々がこの分流部をどうしたいかというようなことにつきましては、治水・利水・環境とかという問題とはちょっと離れて、この分流部の整備をどうしようにするかということで、いろんな御意見を提案してもらおうというのは重要なことではないかと、このように思います。

それで、今日資料を、前日も資料の御説明いただいたんですけれども、この分流部に対してどのような御提案があるかということをお紹介いただきまして、それについて御質問なりがあれば、少し時間をとりたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

池田委員

この会の進め方にかかわる視点だと思えます。この会は有効利用の活用検討ということが第一義ということであれば、今日の資料には治水の関係資料もついてはいるんですけども、まずはどっちかという、今日先ほど花口さんとか鑛山さんからも提案があったように、有効活用について今どういったことを皆さんが、実際提案プランを今日も配っていただいているんですけども、有効活用についてどういった考えを持っているのかということをおまず第一義に話し合っ、その中で必要があれば、治水についての説明とかをいただく方がよいかと思えます。

52

名合会長

今、私が発言したのはそういう趣旨で言ったわけです。

池田委員

まず有効活用の方のお話をさせていただく方がいいかなと思います。

名合会長

そういう御提案についてお話してくださいと言ったんです。いかがでしょうか。

それでは、由比濱先生の方からお願いできますか。

由比濱委員

前回、第1回のときに出席しました津田永忠顕彰会の会長の小嶋の方から既にお

話し申し上げるのが議事録に載っておりますが、あえて若干繰り返しますと、地元の町内会の役員の方々あるいは住民、それから自然保護団体、その他有志が集まりまして、現在百間川の一番上流部、取り入れ口の辺を自然公園化してはどうかという発想で案を書いてみようというふうに1年ほどかけてやりましたのが、お手元にあります津田永忠記念公園構想MAPです。

公園といいますがけれども、これはいろいろと細かく手を入れて美しく仕上げる公園ではなくて、できるだけ自然をそのまま残しておこうと、草も動植物も残しておこうと。そして、そういう自然の中に津田永忠のつくったいろんな史跡とでも言うべき大事な構造物があると、それも保存しよう。こういう公園化することによって、より地域の人々のみならず、一般の人々に見てもらって、その百間川の意義であるとか、あるいはいろんなプロセス等々をよく勉強してもらって、郷土に対する認識を深めていただくこと。しかも、これはそういう見た目にもきれいに仕上がった公園ではなくて、原っぱですから、みんなが気楽にそこを使おうという構想で書いたわけです。ただ、そういうような原っぱとはいえ眺めるといろいろ非常に貴重なものもあるということは、特に自然を守る会の方々からいろいろ指摘されております。ですから、ここは本来の旭川の洪水を防ぐバイパスの河川としての役割は当然基本的には持っておりますけれども、そのほかに歴史、文化、自然というものを合わせた、そういう公園にしたいという考えです。

既に地元の有志の方、私の隣のおられます湯浅金平さんなどは、桜の木を自費で植え、自費で一人で手入れしたりしてこられましたけども、それで桜が既に花を咲かせるようになっておりますし、楽しめる場所にもなっております。

そのほか、この構想MAPには書いてございませんけれども、旭川の中州に現在岡山市のゴルフ場があります。あれはどうやらそのうちゴルフ場ではなくしてしまうような雰囲気ではないかと思いますが、今後楽園の鶴をあちこち分けて放しておりますね、西と東と。あそこにも鶴を放そうというアイデアもあります。そうすると、名所が増えるというわけですね。そういうふうに、できるだけ手をかけないで野性の生物を維持していきたいということをあわせて考えております。

そういうふうな内容ですが、ごらんになったらわかりますように、単なるこれは民間の人間が集まった構想です。夢にすぎません。できれば、こういうふうな公園になってほしいなという願望がここに書いてあるわけです。

簡単に申しますと、以上です。

名合会長

はい、ありがとうございました。

もし、これを進めるに当たって、ほかの面からはまた問題もあるかと思うんですが、当面グループで考えておられるところで、何かこれは難しそうだとかというようなことはあるんでしょうか。

こういう公園計画案を持っていらっしゃると。これは先ほどおっしゃいましたが、いろんなグループ、町内会さん、それから津田永忠の顕彰のグループ、それから……。

由比濱委員

岡山の自然を守る会です。

名合会長

自然を守る会の皆さんが大体集まってこういうのでいこうということでまとめられたと。

由比濱委員

はい。皆さん仕事がありますから、夕方から晩にかけて集まりまして、何回も集まりましていろいろ議論しまして、作業しました。ただ、こういう構想の1つ、河川管理者との接点で問題になるかもしれないのが、二の荒手なんですね、一の荒手はよろしいけども。恐らく国土交通省のお考えでは、二の荒手は撤去した方が排水が非常に効率がいいと。我々はあれは大事な歴史的財産だから残してほしいと、なるべく現在ある格好で残してほしいというところですね。三の荒手はもう撤去されてしまいましたから、これはしょうがないです。一と二とはそのまま置いてほしいなど。

54

それから、もう一つ加えて私らが考えておりますのは、旭川の増水時の監視する、そういう建物ですね、それを現在の場所から百間川の近くへ移設されるような計画ではなかろうかと思っておりますが、もしそういうことが実現しましたら、単なるメーターの入っている建物あるいは倉庫だけではなしに、1室やや広くしていただいて、せっきく津田永忠がつくった場所ですから、津田永忠の資料を納める、そういうふうなスペースにしていきたいなというふうに考えております。ただ、そういうふうな津田永忠記念公園とすると、これ都市公園になりますから岡山市が関係せざるを得ませんし、まずはそういうふうな資料室も入ったような建物をつくるとなると、これも岡山市に関係するもんですから、そこら辺との折衝が大分要るわけです。

名合会長

はい、ありがとうございました。

これにつきましては、非常に魅力のある公園計画でございますが、今は市役所の方は何かお話は行っているのでしょうか。

はい、どうぞ。

青木委員

岡山市役所の公園の者です。青木といいます。こういった図面をつくったということで、市役所の方へもこういった趣旨の公園をつくってほしいというような要望もあります。非常に自然を生かしたといいますか、貴重なこの自然を残したような公園というのは、非常にすばらしいということで、こういった貴重な自然を残した

55

ようなものが実現できればいいなというふうに感じております。

名合会長

それと、今の防災センターの関係でしょうか、監視の建物ということですが、この防災センター関係は国土交通省の方でも考えておられると思うんですが、そのあたりについての何かコメントがございましたら。今、由比濱委員さんからは、そういうメーターだけ置くのではなくて、資料館的なものにとというようなお話もございましたが、何かお考えがございましたら。

渡部委員（事務所長）

この地図だと、ちょうど旭川と百間川が分派していく一番下流端といいますか、こちらに中島竹田橋で旭川総合センターと、この記述がございますけど、現在こちらについてはここにということではないんですけど、ちょうどこの図の上の方の中原川が合流するところに今締切堤防をつくってございますね、その上流側に駐車場とここに記述されているところがありまして、ここについていわゆる河川防災ステーションを設置してはいかがかということで、市の方と話をさせていただいて対応していこうという話を今進めています。確定はまだしてませんが、そこでやれることというのが、あとまたそれは実はこの協議会で、是非そこをどんなふうにしたらいいかという話については、この協議会で議論をしていただきたい一つのテーマにしておりまして、今日の資料にも一部それがございますけど、そのところは河川防災ステーションの場所ということで考えております。そこにどういうものをつくり、どういう機能を期待するか、あるいは誰がどういうふうに管理するか、それはまたこの場でいろんな議論をいただいて、提言という形でいただければと思います。

56

名合会長

はい、ありがとうございました。

そういうことについてお話し合いをするというのは、非常に夢のある話なんで、是非ここで取り上げていきたいと思います。

どうぞ、藤原さん。

藤原委員

所長さんからのお話、それから由比濱先生からの話で、防災拠点のことですが、今日いただいておりますこの資料の20ページ、21ページで検討していただければ一番わかりやすいと思います。

それで、20ページのところが前半御協議なさいましたことですが、言葉がどうあろうと、この地区が洪水に見舞われんようになっていけばいいこととございまして、余り時間を割かずに、この絵を中心に物事が進んでいけばいいと。だから、今日や明日にこのところが整理できるのではないから、全般的に皆さんがこうあるべきだというようなお話をしてくだされば、いいようにいくのではないかなと思っています。

それで、今所長さんがおっしゃいましたようなことは、21ページの現在10億円で作ってもらっております堤防が15年度で一応向こうの中原と今在家とがつながって行っていけると、それからそのすぐ上手の今のここでピンクの丸をしてあるところに大きな駐車場のようなものをしてもらって、防災機具を置いてもらって、あわせて平素は憩いの場の駐車場になればいいと、それから大きな災害が起きた折にはヘリコプターでもここへおりてくるような、なるべく広い空き地をつくってほしいというのが地元のみんなの気持ちでございますので、どの辺つくるかなというんではなしに、今の堤防のすぐ上手のところにヘリもおりてこれると、ヘリもそこから飛んでいけるんだというようなことに、事務所の方では最初から検討していただき、盛り込んでおいていただきたいというのが高島学区連合町内会、それが

57

ら旭竜学区連合町内会、ともどもそういうようなことを相談しておりますんで、それで子供たちのその水辺教室で、その建物の中で利用させてもらうとか、あるいは地域住民がコミュニティー活動するのにそこへ集まるんだとか、地域の公民館的なことで防災資料館をつくっていただければ大変いいなという夢の話でございますんで、どうぞこの会を通じてそういう夢を実現していただきたいと、このように思います。よろしく願います。

名合会長

はい、ありがとうございました。

今の資料の方ですが、本日はできればその資料、20ページのあたりからもうずっと御説明いただいて、それに対する意見も伺いたかったんですが、時間もありませんので、今日の場合はこの議題の4番、5番、非常に私はメインと思っておったんですけれども、このあたりにつきましての議論は飛ばさせていただきたいと。今、大体資料がついておりますので、皆さんごらんになっていると思いますので、大体の雰囲気はわかるかと思うんですが、それに対する御意見等、今藤原さんからは非進めてもらいたいというお話がございましたけれども、そのほかにもいろいろ意見があるかと思えます。そのあたりにつきましては、また日を改めて御意見を伺いたいと、このように思います。

それから、公園計画の方ですが、由比濱委員さんに代表してお話をいただきましたが、関係された方々から特に何かこの点について言っておきたいというようなことがございましたら。

はい、どうぞ。

青委員

失礼します。岡山淡水魚研究会の青と申します。かつては中島大池のところに大量のアユモドキが生息しておりましたが、現在の百間川には全くおりません。私もは祇園用水で自然産卵をさせるべく休耕田を借りてやっておりますけれども、あそこは川一本ですので、あそこの川がだめになった場合、未曾有の濁水ですとか、それから何か毒物が流れた場合に全滅いたしますので、第2の候補地として、また百間川で産卵させることを考えております。それで、先ほどのお話ですと、できるだけ手をかけないという公園ということでしたんで大変ありがたいんですけども、中島大池のあったところよりちょっと上の辺にヤナギ等が生えて、それから草ぼうぼうのところがありまして、むしろ水田よりもそういうところの方がアユモドキの産卵には適しているんですね。そういうところを極力残していただきたいというふうに考えております。それで、余りきれいな公園にしてしまっ、真っ平にしてしまいますと、密猟者のパラダイスになってしまっ、もう丸見えなんですね。ですから、それはまずいということで、河川管理者としてはヤナギとかがたくさん生えているというのは、河川の断面が狭くなりますから排水効率としては悪くなるんでしょうけれども、あそこは是非とも浅くて草が生えててヤナギが生えてるとい、あの環境は私たちは第2の候補地として考えてますので、是非ともあそこを残していただいて、今後役立てたいというふうに考えています。

名合会長

はい、ありがとうございました。

あの地域に対する御意見ということで伺っておきたいと思います。

それでは、今の関係で、そうですか。はい、どうぞ。

長江委員

長江でございます。私は百間川のへりに育った男でございます。一の荒手、二の荒手、三の荒手というのがどうもここに書いてないんです。今の藤原西町1丁目、現在はそこだけの10戸ばかりありますけども、それは原尾島の住人になって、原尾島でおつき合いをしております。そこの古老に言えば、少しはわかるんじゃないかと思えます。三の荒手、我々が小さいときには二本松というようなことで、10戸ばかりが原尾島でありました。それで、今一番古老は 宗政 という人が、ちょっとわかりませんけれども、そういうふうな人、佐藤さんというような人、そういうふうな人がおられるのではなからうかと思っております。ちょっとわかりません。そこから長船に行っとる藤田という男がおるんです。それは生きとると思えます。終わります。よろしく。

名合会長

はい、ありがとうございました。

事務所の方でそのあたりはまた調査していただきたいと思えます。

それでは、この分流部の具体的なお話も出てきたんですけれども、また機会を改めているんな資料提示なんかをしていただいて、事務所の方からも御説明を伺ったりしたいと思えますが、今日はとにかく決めておきたいのは、規約の件でございます。先ほど御議論いただきまして、規約をこういうように修正したらどうかという案をつくっていただきました。これについてちょっと説明していただけますか。

宮崎副所長

お手元に配付させていただいていると思えますけども、先ほど御指摘、A R - N E Tの方の提案資料ということで出させていただきます。その中の第5条につきましては、読み上げますと、第5条3項で「協議会の討議結果の決定については、参加した委員の合議により決定するものとし、提示された意見は議事録等に記

59

載して保存するものとする」と。
それから、同じく第7条、事務局でございますけども、読み上げますと「本会の事務局は、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所に置くものとし、以下の業務

60

を行う。なお、協議会から指示された事項を含む」という訂正をしたいと思

います。

名合会長
いかがでしょうか。
この5条の3、決定についてはということは、決定が必要な場合はという意味を

61

含んでいるんでしょうかね。そういうように解釈していいんでしょうか。そういう

ことですかね。

宮崎副所長

はい、そうです。

名合会長

その必要か必要でないかは、その都度議論すると。いかがでしょう。

62

池田委員さんどうですか。よろしゅうございますか。

池田委員

はい。

名合会長

それでは、このように規約につきましては、これは決定させていただきたいと、
このように思います。ありがとうございました。

63

それでは、次どうするかという話になるわけでございますが。

宮崎副所長

ちょっとその前に、先ほど議事要旨と生原稿の話、あったと思いますけども、こ
の形式といいですか、様式についてはこのとおりで大体よろしいですか。

64

名合会長

はい、どうぞ。

池田委員

すみません。生原稿の資料はもらったばかりなんで、中身をまだよく見てない
んで、それについて今ここでオーケーとは言えないんですけども、議事概要につ
いては今日配られた資料のAR-NE Tから出したページの1枚目の裏側のところ、
下側の4の議事要旨についてにある議事概要のまとめ方のところなんですけども、
私どもが事務局からいただいた議事要旨案を見たときに思ったのが、委員長とか委
員の発言と事務局の説明、決定事項とかがすごくわかりにくい状態になっていま
した。決定事項等についてのところに、事務局の意向とか希望とかが記載されて
いて、どれが決定事項でどれが事務局の見解だか、あれだけ見たらわかりにくい流
れになっていました。とりあえず委員長、委員の発言と事務局の説明、決定事項は
ちゃんと分けて記述していただきたいと思います。また、今項目ごとに整理されて
いるものですから、文脈がわかりにくくなっています。基本的にできれば、議事要
旨については時系列的に整理した形で載せていただきたいと思っています。

65

それから、河川管理者が治水を重視したいという気持ちはよくわかるんですが、
できる限り議事の内容を客観的に書いていただきたいと思います。ちょっと要旨の
まとめ方に濃淡がつき過ぎているのではないかと感じました。

それから、公表する資料については、概要と同時に委員会へ出した資料や意見と
かも極力添付する形をとっていただきたいと思います。当然、第1回目の議事概要
についても、そういった整理をきちっとし直していただきたいということと、今回
生原稿を初めていただいた段階ですから、議事概要について私たちは当然チェック
できてませんから、第1回目の議事概要からすべて見直す、やり直すという形をき
ちっとしていただきたいと思います。

名合会長

はい、ありがとうございました。

事務局がおっしゃったのは、このフォーマットをおっしゃったわけですね。その
内容についてここでは検討する時間ありませんから、それはまた後で検討してい
ただくことにして、この議事要旨のまとめ方、それから生原稿のまとめ方といいま

66

すか、そのフォーマットはこれでいいかということですが、これについてはいいかと思うんですが、私、一つ議事による決定事項等という欄がありますね。これはどうなんですか、何か必要なんですか。決定事項等と、これから決定事項、これは今までのところは規約とか、そういったところが多かったわけですが、この左の議事要旨のところだけはいけませんか。やっぱり要るのかな。

66

はい、どうぞ。

渡部委員（事務所長）

どうでしょうかという御相談でしかないんですけど、別に右と左に分けずに、右の欄に書いたものも左の欄にまぜて、一つの欄でだらだらという書き方もあります。それが委員さんが御発言になり、事務局がこう説明をし、大体皆さんの御理解をいただけたということでもって右の欄がこうできているつもりの部分がほとんどなんですけどね。だけど、あえて分けることもないならばという話であれば、一つの右左に分けずにだらだらと書く手もあるし、それが決定というふうには、ちょっとまだそこになってないという御意見もあるのであれば、だらだらと書くと。

67

もう一つ、池田委員から御指摘あった時系列に書くか、項目に分けた方がいいかという話がまたあると思うんですよね。いろんな議論が行きつ戻りつしたときに、ある程度テーマ的項目に分けて整理した方がわかりやすいのではないかというのが私どもの思いで、こういう形の議事要旨にさせていただいてますけど、それはそれでまた皆さんの御総意といえますか、合議で決めていただいてもいいかと思いますが。私どもの気持ちとしては、ある程度決まった結論部分が右側に来る形にしただけの方が、第三者の方が見られたときもわかりやすくいいのではないかと思ってつくったという次第です。

名合会長

事務局対応的な内容のものが多いんですけども、決定ということになると、何か先ほど来出ております決定の問題と混同して、これが決定かなという気がする項目が多いんですが。

はい、どうぞ。

池田委員

あえて左右の2つに分ける必要はないと思うんですけども、それぞれ発言のところに、これは委員の発言、これは事務局の説明、これは決定事項ということが書いてあれば、いいのではないかなと思うんです。恐らく今後は、先ほど言われたように、どちらかといったら、発言と説明というところが多いのではないかと思うんです。だから、これは委員の発言、これは事務局説明、これは決定事項というのがわかるような書き方があれば、縦横とか左右に分けなくていいと思います。

68

名合会長

当面こういう形でつくってもらって、またこれ委員の方に見てもらわなければならないから、その中から意見が出てきたら修正していくということでやっていただいたら結構かと思います。

よろしいですか。どうぞ。

鑛山委員

項目分けをしていただくのはいいんですけど、項目の中で時系列に並べていただき 69
きたいなと思います。

名合会長

そうですね、それは気をつけてやっていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事の5番目に移らせていただきたいですが、ですから3番、4番は今回は議論しなかったと、5番目の2番目の丸ですが、検討の進め方・スケジュール(案)についてと、こういうところに移らせていただきたいと思います。それにつきまして事務局の方での案を御説明願えますでしょうか。

志々田調査設計課長

済みません。そうしましたら、事務局の方からスケジュール(案)を御説明させていただきます。

資料の方の54ページ、検討の進め方・スケジュールについて(案)ということで提案させていただきます。

本日予定としましては、ここに付けさせていただいた資料をすべて御説明するつもりでございましたので、その前提で書いておるんですが、今後としましては今日の考えていた議論が1つちょっとずれるような形で考えていただければいいと思います。

次回の開催時に、まず今日予定しておりました前提事項等の事務局といいますが、河川管理者の方で考えている案の御説明と、今回検討の対象に上がっているものがどのような課題をはらんでいるかと、そういったところについての御説明をさせていただきます 70
か、ちょっと前後、どちらがよろしいのかという話はあるんですが、実は第2回の開催を現地見学等を行ってできればというようなことをもともとは考えておりましたが、スケジュール上、事務局的にも桜の時期等にうまく合わなくて、また寒い時期になるのではないかと予想した件もありまして、現地見学を先に予定延ばさせていただいておりますので、前後するのはどちらかよろしいのかわからないんですが、現地見学等についても開催していきたいというふうに考えております。その上で、その後の協議会を進めていきたいと思っておりますが、その際にいろいろな御意見が多方面にわたるさまざまな思いがございます
と思いますので、いろいろな形でワーキンググループやワークショップを開いて多様な意見を吸い上げられるような、そのような形を繰り返して開催した中で、このような協議会で集まっただけ場も設けるということで進めさせていただきます
いと思います。

現在の予定としまして、16年度中に中間取りまとめを、そのようなことを繰り返しながらまとめていきたいというふうに事務局の方としましては考えております。

以上です。

名合会長

はい、ありがとうございました。

タイムスケジュール的には、このようなものかと思うんですが、当面第3回にな

りますが、次回取り上げていただく議題でございますが、今回漏れましたといいますが、飛ばしました4番、5番の内容、これはざっと見ていただいたらわかりかと思うんですが、事務所の方でどのように考えておるかということで、我々も情報として知っておくべきものだと思います。ですから、4番、5番の内容、特に5番につきましては、協議会での討議内容ということになっておりまして、たたき台、これは事務所で考えられたたたき台ということでございますが、本協議会の目的と検討内容、それから具体的な検討の事項について現在考えられておる内容が示されております。このあたりについて御説明を伺って、また議論するという方向で進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

71

はい、どうぞ。

池田委員

進め方について、最初の方で花口さんとか鑛山さんから意見があったと思うんですけども、私たち有効活用を検討するのがメインですので、治水につきましては治水の方からいろいろ考えていただければいいと思うんですが、まず私たちがやっぱり現地なり、今日少し説明ありましたが、百間川で実際いろんな有効活用のごとを計画された話とか実際聞きながら、その中で有効活用を検討して、そこで必要に応じて治水の説明が要れば、ここの資料を使って説明してもらえばいいんじゃないかなと思います。また、むしろどっちかといったら、次回は実際現地で今までどういった有効活用の検討をされてきたのかお話を聞きながら、有効活用はどうあるべきかというのをメインに話し合いしながら、必要があればそこで治水の説明もしていただくというプロセスの方がより協議会としての価値があるんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

72

名合会長

ただいまの御意見に対していかがでしょうか。

私は頭が古いかもしれませんが、大体バックグラウンドを聞いておいて、有効活用を考えるとにもそういうことを考えた上で進めたらいいんじゃないかなと考えておりますが、いかがでしょうか。

73

千葉委員

治水計画だけでしたら、あえてここまで皆さん集まってくる必要はないと思うんですね。これは極めて技術的にできることで、だから今話されましたみたいに、利用活用ということが要望されるんだったら、初めにこういう公園構想とか出ているわけですから、それを聞いて、その上で治水計画を話して、そしてまた必要があれば戻るとか、初めにやっぱり利活用の話を先に提案させてもらった方がいいんじゃないかと思うんですね。治水計画だけだったら集まる人は何もないと思うんですね。専門家が、プロがこれは技術的にこうですよというのを出せば、それで済むことですから。そう思いますんで、できたらそれを先に出された方がいいんじゃないかと。誰もそれでまた戻ってはいかんということでないわけですから、戻ることやってみた方がいいんじゃないかなという気がしますけどね。

74

名合会長

はい、ありがとうございました。

千葉委員

それと、先ほど公園構想ありましたけど、例えばここの自然環境等につきましては、この荒手をいじるとかという話の前に、もう30年ぐらい前から実は岡山の自然を守る会は、ここの自然の把握をやっているわけですね。そういうバックグラウンドも実はあるわけで、そういうことを考えますと、それをバックグラウンドにして先ほどの公園構想もつくられているわけですから、やはり先にそれをやられた方が僕はいいんではないかという気がしますけど。

名合会長

はい、ありがとうございました。

先に利活用ということでございますが、それ具体的にどういように進めますかね。今日、公園計画について御提案もいただきましたですけども、これはどうでしょう。この資料にもありますように、事務所の方でも先ほど来、藤原委員さんがおっしゃったように、かなり絵もできておるといことですので、そちらの方の説明も当然必要になるうかと思うんですが、そのあたりをたたき台としてほかの利活用についての御意見を伺うと、こういうことでよろしいですかね。

75

はい、どうぞ。

鑛山委員

高島・旭竜エコミュージアムとって、ここの地元の市民団体なんですけど、実は防災拠点のこんな具体的な話というのは、今日ここで初めて伺いました。でも、連長さんとか地元の自治体の役の方々はもう御存じだったというような感じを今受けているんです。これは要するに個別にお会いになられて話を個別にされてるといことなんですかね。自分たちが公園構想したときにも、もちろん河川事務所の長の方とは言えませんが、河川事務所の方がおられて、その人たちとも話をしながらこういう公園構想を練ってきたんです。ですんで、そのあたりはやはり是非現地で、みんなの前で、同じ人からちゃんと聞きたいなというふうに思います。

76

名合会長

事務所の構想といたしますか、そういったお話ね。

鑛山委員

はい、そういうことです。

名合会長

はい、どうぞ。

藤原委員

誤解を受けちゃいけませんので。連合町内会、地元の者とこちら事務所との取引しょうるわけではございませんけれど、この津田永忠の記念公園をつくる構想のあのところから、あそこへ平成10年10月の10号台風であれだけの災害を今在家地内が受けたから、何とかしてくれえということで国土交通省の方が事業をこうやってここで完成すると。地元民は大変楽しみにして、ありがたいこっちゃということで思っておりますし、それから今日御協議くださったのは、それは自然環境を破壊せんようにはしないといけませんけれど、一番の目的は人間たちが災害を受けんように、もしそういうようなことがあれば、命が助かるようにというのが原点でございますし

77

て、それに付随して植物も魚たちも鳥たちも喜んでくれるような桃源郷ができれば一番ありがたいことでございます。何としましても、先ほども申しましたように、せっかくこういうような構想で皆さん御論議くださりよんだから、堤防のすぐ上手ぐらいになるべく広いところをしてもらって、人間どもの災害を守ってもらおう。もし、いろいろなことがあれば、そこからヘリコプターが川崎医大へ飛んでいったと、国立病院の方へもあの地区の者をヘリがあそこへおりて、それを積んでいってくれたというような、多目的なことを考えていってほしいなというのがねらいでございます。ただ自然環境の公園だ、小鳥だというよりも、もっともって原点は人間の方へ考えてもらえれば。

千葉委員

そういう言い方をされたら話ができない。今言っておられることも利活用の一つなんですよね、ヘリポートも。それも含めた利活用ということを現地でまずやったらどうか。今おっしゃっているみたいに、治水と利活用が全く相入れないという話ではないわけですね。技術的にも非常に発達していますから、その折り合いのところ、やはりよそのところではできないですね。岡山の百間川ならではの新しい形態を提案できないかというのが多分これだと思うんですね。そういう意味で、私はやっぱり先に利活用の話をして、それでその中で治水を技術的にどう対応できるかという話をここで聞いた方がいいと言っておるわけです。

藤原委員

ですから、ほかのことを否定しよんではないんですけど、ヘリのこと、それから広場のことも、また頭の中へ描きながらこの論議を続けていってほしいということを重ねてお願いしたわけです。

名合会長

はい、ありがとうございました。

ということで、いろいろ御意見ございますけれども、提案でございますが、次回につきましてはこの資料の協議事項5番の検討事項についてといったあたりが有効利活用についてのたたき台になろうかと思しますので、そのあたりを中心にしてお話しただいて、4番目につきましてはまたその都度必要があれば御説明いただくということで、検討事項のところ、25ページのあたりからについて御説明いただいて、もしこれだけだったら御説明いただくだけだったら時間もかからないと思えますから御説明いただいて、時間があれば現地まで行って、そこで実はここはこういうことなんだというような話、説明していただいて、さらに時間があれば皆さんでまた御協議いただいたらいかがかと思いますが、どうでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名合会長

はい、どうもありがとうございました。

それでは、次回につきましてはそういう方向でお願いしたいと思えます。

どうぞ。

渡部委員（事務所長）

済みません。何と申しますか、水を差すような発言で申しわけないですけど、5を説明するのに、やっぱり4を説明しないと5が理解していただけない中身なんです。そこが悩ましいところだと思うんですけど。ということで、どうさせていただいたらいいかなということですけども。

名合会長

だから、5をメインにして、多分必要になるのが……。

渡部委員（事務所長）

短期、中期、長期という説明抜きで5に入ることになりますけど、短期、中期、長期とは何だろうというのが4で入っているんですね。

名合会長

そのときに御質問いただいたらいいんじゃないですか。御質問いただいて、これは何だと。そのときフィードバックして御説明いただくということでいいと思いますが。

渡部委員（事務所長）

はい。

名合会長

それでは、時間も超過しましたが、不手際もありまして、すべて検討していただくわけにはいきませんでした。今日の協議会はこれで終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

志々田調査設計課長

済みません、1点だけちょっと。今日、議事録の件で、恐らく問題ないと思うんですが、一応確認で、御意見いただいた電子データでの配付というのがあったんです。うちの方、印刷物でと言ったんですが、希望される方には電子データを送るということで特に問題ないと思いますので、そのようにさせていただきます。

80

名合会長

それでは、そのようにお願いいたします。

池田委員

確認なんですけど、これ第1回目の議事概要からちゃんと直してやっていただけるんですね。

渡部委員（事務所長）

そうです、そのとおりです。1回目もまだ公開してません。

それからもう一点、今日の資料の後半部分を公開していいかどうか。

志々田調査設計課長

今日、説明を省かせていただいた資料につきましては、今回は公開を控えさせていただこうと思いますので、説明されたものだけ公開したいと思います。

それと、議事内容の確認についてはどうでしょうか。うちが提示させていただいたものに対して1週間ないしは2週間の期限を切らせていただいて確認をいただく
ということによろしいでしょうかということによろしく願います。

81

池田委員

2週間ぐらいは下さい。後で確認するのに時間がかかりますから願います。

82

それから、議長、次回でいいんですけども、スケジュール、これ3カ月に1回やっていたらどんどん忘れていって、なかなか前に進まないの、もう少し討議するときは集中して詰めてやった方がいいかと思います。もう少し進行の仕方を、短期間で効率よくできる進め方でやっていただけるようお願いします。

名合会長

それは検討させていただきたいと思います。

それから、次回ですが、5月下旬となっていますが、これはこんなものでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名合会長

よろしいですか。はい、ではどうぞ。

宮崎副所長

では、今日は大変長い間、御討議いただきましてありがとうございました。

最後に、事務所長であります渡部の方からごあいさつさせていただきます。

渡部委員（事務所長）

本日は大変長い時間、熱心な御議論いただきまして本当にありがとうございます。

事務局がまだまだふなれな点がございまして、いろいろと不手際といいますが、たくさんの時間を委員の皆様におかけしてしまって大変申しわけなく思っているところでございます。

私も岡山市の治水の安全を預かるというのは、一番やっぱり思いとしては強うございますし、責任を感じているところでございますが、振り返ってみますと、まだまだ私も治水ということについて、地域の方に本当にいろんな話をしてきてない、まだまだ不十分だなということはずっと思っておりまして、先に環境の話とか、有効活用の話とという話もたくさんございますけど、是非いつか機会があれば、私たちが考えている治水の問題、それからその解決に至る問題、それからまたあわせて環境とか有効活用との調和といいますが、両者の共生の問題を含めている私どもの考えていることを聞いていただく機会があればありがたいなと思っておりますし、そしてまたその中で有意義なご提言をたくさんいただければ本当にありがたいなと思っております。

次回は現地のいろんな状況とか、自然を守る会の方々がたくさん過去から培われた環境面の話とか含めてお聞かせいただくこともあると思います。ただ、私どもの方もあの地域のことも非常に関心を持って環境面も含めていろいろ勉強している部分もございます。そんなお互いの情報もお互い見せ合うといいますが、勉強し合って、あの地域が是非これからもいい形になるように努力したいと思っております。

それから、ちょっとあえて申しますと、先ほどの今後のスケジュールの中でも記述してございましたけど、ここの協議会という場でいろんな御説明をさせていただいておりますが、この協議会の説明でもって私どもの説明とか議論が終わっているとは思っていませんで、個々の市民団体の方あるいは個別の町内会連合会の方のお

られる場面に出かけていって、ここの3時間の議論の中でそれで十分話が伝わると
思っていないもんですから、そういう個別の場面もたくさんできるだけつくっ
て、その中でたくさんの方にいろんなことを考えていただいて、またこちらに持ち
寄っていただいて議論できるようになればいいんじゃないかなというようなことは
心構えとして持っております。そういうこの協議会が3カ月に1回になるかもしれ
ませんが、この3カ月に1回の後ろにたくさんの方でいろんな方といろんなお
話をさせていただける場面ができれば理想だというふうに考えて、今後この協議会
を運営していただければと、そんなことを思っておるもんですから、是非その辺御
理解いただいて、今後ともおつき合いいただければありがたいと思います。本日は
どうもありがとうございました。

午後4時41分 閉会